

平成20年塩尻市議会9月定例会

経済建設委員会会議録

日 時 平成20年9月12日(金) 午前10時00分

場 所 第1委員会室

審査事項

議案第1号 平成19年度塩尻市一般会計歳入歳出決算認定について中 歳出4款衛生費中1項保健衛生費6目公害対策費のうち合併処理浄化槽設置事業及び2項清掃費1目し尿処理費、5款労働費(1項労働諸費4目ふれあいプラザ運営費を除く)、6款農林水産業費、7款商工費(1項商工費4目中心市街地活性化事業費を除く)、8款土木費(4項都市計画費2目公園管理費のうち小坂田公園・北部公園管理事務諸経費を除く)、11款災害復旧費

議案第8号 平成19年塩尻市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第10号 平成19年塩尻市水道事業会計決算認定について

議案第11号 平成19年度塩尻市下水道事業会計決算認定について

議案第12号 平成19年度塩尻市農業集落排水事業会計決算認定について

議案第13号 平成19年度塩尻市駐車場事業会計決算認定について

議案第20号 損害賠償の額の決定について

議案第21号 市道路線の認定について

議案第22号 平成20年度塩尻市一般会計補正予算(第2号)中 歳出4款衛生費中1項保健衛生費6目環境保全費、5款労働費、6款農林水産業費、7款商工費、11款災害復旧費

議案第26号 平成20年度塩尻市水道事業会計補正予算(第1号)

議案第27号 平成20年度塩尻市下水道事業会計補正予算(第1号)

議案第28号 平成20年度塩尻市農業集落排水事業会計補正予算(第1号)

議案第29号 平成20年度塩尻市駐車場事業会計補正予算(第1号)

請願9月第2号 「協同出資・協同経営で働く協同組合法」(仮称)の速やかなる制定を求める意見書採択を求める請願

出席委員・議員

委員長	五味	東條 君	副委員長	小野	光明 君
委員	牧野	直樹 君	委員	永井	泰仁 君
委員	森川	雄三 君	委員	中村	努 君
委員	太田	茂実 君	委員	白木	俊嗣 君
議長	中野	長勲 君	副議長	塩原	政治 君

欠席委員

なし

説明のため出席した理事者・職員

省略

議会事務局職員

議事調査係長 木下 博治 君

午前 9時59分開会

議案第1号 平成19年度塩尻市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、歳出4款衛生費中1項保健衛生費6目公害対策費のうち合併処理浄化槽設置事業及び2項清掃費1目し尿処理費、5款労働費(1項労働諸費4目ふれあいプラザ運営費を除く)、6款農林水産費、7款商工費(1項商工費4目中心市街地活性化事業費を除く)、8款土木費(4項都市計画費2目公園管理費のうち小坂田公園・北部公園管理事務所経費を除く)、11款災害復旧費

委員長 時間になりましたので、引き続き経済建設委員会を行います。昨日の建設事業部の引き続き質疑というところで行いますけれど、昨日までに議案があちこちに飛ぶものですから、部署ごとに。各部署のいくつかというものを机の上に置いておきましたので。昨日は無かったものですから、おそらく次はどの議案をやるのかということが分からなかったと思います。それを見ながら質疑をお願いしたいと思います。

それでは、まず建設事業部の審査を行って、引き続き委員から質問がありましたら、そこから始めたいと思いますので、委員からの質問を受けたいと思います。

都市づくり課長 昨日の質問の中で道路台帳整備の関係のところでご質問がございました。まず、道路台帳の整備につきましては、法的な中では、認定をかけたなら速やかに台帳整備をなさいと。そういう、法的な部分の中では規定がございます。市のほうといたしましては、1年分をまとめて翌年の早い段階には実施をしていきたいということで、翌年、翌年という形で今まで整備をしてきたというのが現状でございます。

それから、交付税関係の部分で、道路関係がどれだけ交付税に反映されているのか、という御質問がございました。これは、はっきり道路分でいくらだという明確な数字の部分で出てくるものと言いますか、そういう性質の部分ではございませんので、ある程度概略的な部分のところをきのう調査させていただきましたが、平成19年度で歳入として道路関係の部分と思われるものが約9億5,000万円でございます。これを道路延長で割りますとキロメートル当たり107万6,000円という数字になりますので、御理解をいただきたいと思います。以上でございます。

委員長 それでは委員のほうから質問ありますか。

中村努委員 255ページ、耐震化の関係ですが、平成17年から耐震診断を始めて、平成19年度末で対象家屋の何パーセントが診断を受けて、そのうち耐震が必要だというところの補修が終わったのは、そのうちの何パーセントかわかりますか。

建築住宅課長 平成17年から行っております件数は出ておりますけれど、パーセントのほうは出ておりませんので、あとで報告しますけれど、まず平成17年度に簡易診断が536件、精密診断が151件ございました。

それから平成18年度は簡易診断が150件、精密診断が135件。それと、平成19年度が簡易診断が63件、精密診断が68件ということで、平成19年度の平成17年度からの累計でいきますと、平成19年度ということで簡易診断が749件、精密診断が354件となっております。

委員長 よろしいですか。

中村努委員 パーセントは出たらお願いいたします。

小野光明委員 実際に耐震補強しているのは平成19年度で14件あったということなのですが、結局コスト面で耐震補強まで進まないということもあるかと思えますけれど、実際に耐震補強工事をしたときに1件当たり平均どのくらいかかるかということがわかりましたら、教えてください。

建築住宅課長 1件当たり、建物の規模というか年数によっても違いますけれど、平均しますと、1戸当たり180万円くらいが平均ということです。

小野光明委員 工法的にはどのような工法を取っているのかわかりますか。

建築住宅課長 係長のほうから。

建築指導係長 工法的には壁の割り増しですとか、今、耐震補強それぞれの方法がありますけれど、それにあった形で筋交い等の補強というものが一番多いと思われま。

小野光明委員 補強の関係でもいろいろ施工しているところもあると思うのですが、中には寝る部屋だけを、中でもベッドの回りを補強するとかそういうこともあるのですが、今後、耐震補強を進めるのにどういう方向でやっていくのかというのが大事だと思うのですが、どうなのでしょう。これもお金をかければ当然いい補強が出来ると思うのですが、特に1人暮らしのお年寄りの人たちは二の足を踏むとは思いますが、その辺を例えば寝る部屋だけの補強をしていく方向にしていくとか、その辺はどのように考えますか。

建築指導係長 現在耐震補強につきましては、補強工事ということで県の補助金等も導入しています。その関係で、補助金導入の関係も含めまして、1棟全部が補強されるという形での補強に対する補助金ということでやっております。県ともそういった部分で検討される余地がありましたら、市のほうも合わせた形で今後、検討していくべきかなと考えております。

委員長 ほかにありますか。

太田茂実委員 237ページに出っていますが、いつも気になるのは、街路樹せん定において、特に低木の街路樹はたいへん交通事故を引きやすい状況に、今、なっているのです。その辺をどうしていくのか。ここでは年間1,700万円かけてやっているようですが、低木についてはどうなのか。

それから、排水路の整備30カ所というものが出ています。きのうも質問があったわけですが、逆に私が心配するのは、やはり大雨、豪雨のときに水が詰まるという危険性がある。それはなぜかという、側溝のグレーチングから草がいっぱい出ている。それでおそらく水が通らないのではないかと思うのです。そういった点は今後どう対応するのか。例えばゴミが流れてきたときに、そこで目詰まりを起こす。それが逆に道路にあふれて、床下浸水とか、そのようなことになっていくというふう思うのです。最近特に、吉田の場合には一番塩尻の尻なものですから、先日村井の方から怒られて、建設課でもわかっていると思うのだけれど。ゴミが流れてきて誰も始末してくれない。みんな塩尻のゴミだと言われてしまったものですから。それが、どこに苦情が来たかという、森林組合にきた。そのようなことについて、排水路の整備はいいのですが、後のフォローがどうされ

るのか、その点をお聞きしたい。

建設課長 排水路の関係でお答えしますが、特にグレーチングをボルトで締めたりするのは、市民の皆さんに管理してくださいというのはなかなか無理なものですから。連絡をいただければ出来るだけ早くされるようにしております。なかなか、パトロールに回っておりますけれど、情報がないものですから。市民の方から通報いただければ、できるだけ対応するようにしております。

それから低木の管理というのは、係長のほうから説明させていただきます。

維持係長 昨年度の関係につきましては、高木と低木のせん定もこちらのほうでやらせてもらっております。特に低木の関係につきましては、高校北通り線、昭和通り線等のドウダンツツジの関係で大分大きくなったという形でありましたので、そういう所をメインにやらせてもらっております。横断歩道の手前の大木等の関係につきましては専門業者に、また、低木の関係につきましては職員の方が・・・所につきましては、道路パトロールおよび職員におきましてせん定をする中でやっておりますので、また引き続き全体を見る中で、計画的に予算と相談しながらやってまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

太田茂実委員 街路せん定をやったやっただけで、実際問題やっていないところがある。雑草は生えているし、ススキの穂は出ているし、これはとてもじゃないけれど交通障害になってしまいますね。全市をうまくやらないと、尻のほうからやったのでは、目立つところだけやったのでは意味がないのではないかと思う。そういった点をぜひ、私も関係しているところだから、そういうところから怒られる。かえって交通障害になってしまうのではないかと、街路樹などいらないなどと言われ出されて。本当は、考えて、以前、提案したことがあるけれど、市のパトロールとかそういうことは確かに必要だけれど、やはり地元の皆さんに少しでも、協働のまちづくりではないけれど、やってもらう。あるいは地域の人がそのくらいの気持ちになってもらえればいいのだけれど。やはり市としての十分な話し合いが出来ていないと、なかなか自分の周りの環境ということ、必要ということ、考えたときには、自ら本当はやっていただきたいのだけれど、そういうふうにはやってもらえないような状況を、市、行政として作り出すことが必要ではないか。そういうふうには思わなければならないけれど、その点はどうですか。

建設課長 確かにそれを十分お聞きしまして、なかなか吉田地区の区長さんの会で言ひまして、高速道路ののり面を緑化したいということで、いろいろ相談をさせていただきまして必要な街路資金等もまた話させていただく。そのような形を通じて出来るだけ市民参加の管理が出来るような体制に持っていきたいというように考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

太田茂実委員 このときの答はいいのだけれど、みぐさいことを言うようだけれど、街路、側溝清掃の問題もやはり連絡をくれればと言うけれど、水が詰まってからではもう遅いわけですよね。その辺のところどうされるのか、例えば期日を切って、各区ごとに全部出してもらうとか。そして計画的に清掃していくというようなことを実行していかなければダメです。その場で答えただけのことで私はダメだと思う。みぐさいことを言うようだけれど、事実そうだから。

建設課長 言葉足らずですみません。計画的にやっておりますけれど、先日の集中豪雨では、本当にとんでもないところが詰まってしまって、それがなかなか看過しがちなものですから連絡いただきたいと、そのように申し上げました。よろしくお願ひいたします。

委員長 道路維持費の関係なのですから、特に玄蕃祭りの日の夜、市街地区にはたくさんの雨が降りまして、

私も地区の要望の事項を見ましたら、ほとんどがそのときの災害で、田んぼが崩壊したとか、あるいは土手が崩れたとか、そのどぶに排水が詰まったとか、そういったものが第一希望で出ているのです。各地区とも、特に私どもの所は。だから、そういったものにぜひ、これから予算を作るにあたっては、本当の地元のそういった特に生活に関連するものに対しては、出来るだけ予算をつけてもらってやってもらわないと。必ず豪雨だったらここが崩れるとか、こんな被害があるということはだいたい分かっていると思うのです。そういったものを、文句を言われる前に直してもらいたいと思っているのです。各地区本当に、特に今回は、そういった面で第一希望で、上西条だとか町区だとか柿沢などは特に、第一希望でそういうところが出ていると思う。そういったことをぜひ反映していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

建設課長 地区の区長さん方からもいろいろお話をお聞きしておりまして、また補正で応急的な対応もさせていただきますけれども、特に、今回の集中豪雨以外で、慢性的に発生している箇所もございますので、それには時間はかかるかもしれませんが、年次でやっている取り組みで進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

委員長 ほかに意見ありますか。

永井泰仁委員 253ページの広丘駅南土地区画整理ですが、この進捗状況と舗装等の補助率について説明をお願いします。

整備係長 現在、駅南の区画整理事業につきましては順調に造成工事、舗装工事とも進んでおりまして、現在保留地の売買をやっているところでございます。進捗状況につきましては、保留地32カ所に対して、8街区が契約済みになっております。平成21年の完成に向けて今現在着々と進んでいるところでございます。保留地につきましては、道路築造費に対しまして築造費の40パーセント分を市のほうから補助しておりまして、残りにつきましては全部組合の自己資金で賄っております。以上でございます。

永井泰仁委員 この区画整備の中で病室前踏切という名称がまずいので直して欲しいということを前から申し上げていますが、その後JRとの交渉の関係でその辺りが詰まったのかということと、野村のカンリウの方から行ったところと踏切が変則交差のようになりますが、その辺のところはしっかりした形でその後変更がないかどうか、お願いたします。

建設係長 今の踏切の名称でございますけれども、JRと協議した中で名称の変更は可能であるということで確認しております。地域の区長会の説明の折に名称の変更をうちのほうでもいくつか案を出した中でお願いしたいということで、お願いしてございます。今の踏切の改良の計画でございますけれども、踏切の西側、今の区画整理側から車が進行したように話をさせていただきますが、当初は2車線で拡幅の予定でしたけれども、それだと踏切と工業団地の中のやり取りが狭いものですから、危険になるということでJRのほうと協議いたしまして、西側から進行していった場合に左折レーン、松本方面へ行くレーンと、右折レーン、塩尻方面へ行くレーンを設けまして、ですからあそこは3車線で拡幅をするということで危険性を回避するというで計画しております。

永井泰仁委員 概略わかりました。それで、名称の問題は線路を境にして、区画整理をやっているほうは堅石の女性部でいいたろうという話になっておりまして、東は野村ですから、両方の区長と連絡を取って名称を決める時には、またもめないようにいい名称でお願いします。

委員長 ほかにありますか。

小野光明委員 235ページの輸送対策事業の関係で、振興バス車両を2台購入しているのですが、これはリースや委託ではなく購入した理由というのは何かあるのでしょうか。

交通担当課長 これは合併の特交を使っておりますので。特交というのはほとんど100パーセント補助でございます。リースですと、ものすごいお金になりますし、これは合併の有利な交付金でございますので、すべて県からお金が来るものですから、それで購入いたしました。この備品購入費につきましては、市の直営のバスの購入でございます。松電の場合は市で購入するわけにはいきませんので、櫛川線のバスの購入ということでございます。

小野光明委員 長期的に見ると、確かに特例債を使えるということなのですが、維持管理費を含めると結構コストがかかるように思うのですが、どうでしょう。

交通担当課長 これは旧塩尻、もと塩尻は松電でやっていた、櫛川は櫛川村でやっていたので、形態が違うのです。バスの運用形態がまるっきり。通常の塩尻というのは松電の4強路線。櫛川、勝弦線というのは貸し切り路線というようなことで、リースとかそういうことはできない。市が直営でやらなければいけないということが1点ございます。それから、これをバス会社のバスで委託で、例えば委託するバス会社がバスを買ったものを、市が委託料でいじるということになると、松電以上にお金がかかるという試算をいただいております。ですから、櫛川地区の地域振興バス、今は塩尻地域振興バスに統一しましたけれど、これにつきましては直接バスを市で運営していくと。将来的なことはわかりませんが、当面の間、直接市で運営して代行運転をする。相対的にみれば、松電と比べて若干安くなっていることは事実です。

小野光明委員 大分お金がかかるということですが、まったくかかっていなくて走っていない所もあるのですけれど、その辺のバランスはどう考えますか。

交通対策課長 すみません。少しわかりません。まったくかかって、走っていないということは。

小野光明委員 かかるわけですね、櫛川は。まったくかからずに走っていない所もあるのですけれど、地区によっては、その辺のバランスは今後どう考えているのですか。

交通担当課長 走ってないということですか。具体的に言っていたかないと。

小野光明委員 勝弦を除く北小野地区。

交通担当課長 北小野ですね。北小野地区につきましては、地域利用構想を立てるときに地区懇談会をやりましたら、私たちは振興バスは要らないと、そういう意見が出ております。区長会長の意見でございますので、私たちはエコー電車を守るのだと。そのエコー電車をあくまでも守るというために、当分の間とは言いませんけれど、振興バスにつきましては塩尻から153号の並行で来るバス、これにつきましては要らないのだと。その代わり、勝弦地区はここ20年来バス運行はしていないから勝弦のほうは何とか考えていただきたいと、そういう御意見をいただいております。いずれにしても将来的にJRが相当な金をかけてあのトンネルを直しながらやっているわけですが、はっきりJRに言われています、駅長さんのほうから。塩尻市さんで直接バスを辰野まで通すようになると、私たちは考えますよと。そういうことは、私、はっきりと言われています。そんなことをかんがみの中で、地元の人たちが私たちはエコー電車を使ってやっていくということで、バスが走れば必ず減らされるから、減便になってしまう、これは間違いのないということで、特にエコー電車を守るために北小野地区では相当頑張っている人たちがいますので、そういう人たちのこともありますので、当分の間このままの状態です。た

だし、今の勝弦が2本しかないものですから、将来的に平成21年になることを見回したときには、たのめのふれあいバスとか、そういうバスの接続等も考えて、そういうものを經由しながら塩尻へ来るという方策は考えていかななくてはいけないのではないかと考えております。以上です。

小野光明委員 ならば、小野駅を起点にバスを回すことも可能ですので、小野駅を起点に、エコー電車を残すということを大前提とするならば、小野駅を起点に回すことも可能ですので、区域内を回す。

委員長 課長、答弁をお願いします、そういう方法があるかどうか。

交通担当課長 他町村へバスを踏み入れるということは、他町村との協議も必要になりますので、そういうこともかんがみの中で、将来的にたのめのふれあいバスというものがありますので、そういうものの有効利用を図る中で考えていくと。ただ、今のバスの形態だと、もう1台バスが必要だとか、例えば松電さんにまた委託しなければいけないとか。今ぎりぎりなのです。余っている時間が、余裕が全然ないものですから、今、勝弦にきているものを、例えば小野駅まで持ってくるということになりますと、時間的に相当の組み換えをしていかなければいけないという問題もございますので、これにつきましては1つの検討事項として検討して、また御相談してまいりたいと思います。

小野光明委員 ぜひ検討してください。

次の、245ページ都市計画のマスタープランの関係ですけれど、一般質問の中で、体育館の新築計画をこの中で位置づける必要があるということを生涯学習部長のほうから聞いたのですけれど、それは必要なのでしょうか。

都市づくり課長 場所の設定の中で5案ほどに分かれた中で、市街化調整区域の中で開発が必要になる場合については、市の都市計画マスタープランの中にしかるべき位置づけがないと、都市計画法が平成18年に変わった関係で、地区計画というものを決定しないと大規模な開発が出来ないということになっておりまして、そういう意味で場所によってはマスタープランへの位置づけも必要になるということだと思っております。

小野光明委員 場所によっては地区単位でやっていますね、懇談会を。それぞれあった地区が基本になっている。

都市づくり課長 最初に言いましたように、市街化調整区域というのは基本的に開発が一般的には抑制される部分の所です。そこへ体育館をもし建てるということになった場合については、マスタープランへの土地利用の中で位置づけが必要になるということでありまして。市街化区域の中にもし建設するとすると、マスタープランへの特別な位置づけ等は必要ないというように私は考えております。

委員長 ほかに御意見ありますか。

中村努委員 255ページの市営住宅の関係ですが、よく聞いておきたいのですけれど、本会議でもあったのですが、滞納整理まで全部、建築住宅課のほうでやるということだったのであえてここで聞きますけれど、20年前、22年前くらいからの滞納がずっとたまりにたまっているのですが、この中にもういない人だとか、自己破産した人だとか、そういう不良債権がないという答弁だったと思いますが、その辺の確認をひとつお願いしたいのと、一番古い人で昭和61年から滞納があると。この人については、現年度分はもらっていると。普通、税とか保育料とか滞納がある場合は、古いほうから消していくのが普通なのですが、なぜ市営住宅の場合は現年度分からとって、わざわざ古いものを残しているのかということがひとつ。もう1つは、前からまだ少し不明瞭

なのですが、市営住宅に入る際には保証人がいると。この保証人は債務保証まで、連帯債務まで負う保証人なのか、そうでないのか。その3つお願いします。

建築住宅課長 まず、昭和61年からの滞納ということでございまして、この方につきましては分納誓約というものをもらいまして、現年のほうはもらっているのですけれど、古いほうは分納誓約というものをもらいまして、そういう中で分納して納めてもらうということ、そのようなことでやっております。それから、古いものから消していったほうがいいのではないかとということですが、古いほうから消していくと、現年払わないと現年分の収納率が悪くなるものものですから、現年のほうへ入れて現年の収納率を高くして、古い方は分納誓約を書いていただいて納めていってもらうというような方法をとっております。

それと、保証人の債務の関係ですけれど、連帯保証人ということで保証人になっていただいておりますので、そういう連帯債務ということでは負っています、保証人に関しては、

中村努委員 不良債権はないのですか。

委員長 答弁をお願いします。

建築住宅課長 不納欠損ということでよろしいでしょうか。

中村努委員 そうではなくて、本人がもういないとか、死んでしまったとか、自己破産をしてもう支払う能力がないとか、そういう方の分がこの中に入っていないですね、という確認です。

建築住宅課長 行方不明という方についてはこの中に入っております。それで、不納欠損の場合は、地方自治法によりまして5年徴収停止をして、5年間徴収停止をしたあとに不納決算をやっているものですから、そういう方の部分が入っているということです。

中村努委員 現年度分の収納率が悪くなるから古いほうを残すというのは、はっきりした理由がわかりませんが、なぜそうするのか。この滞納金については、延滞金、いわゆる利息というものが普通つくと思うのですが、それはついていないのか。それと、保証人ですね。連帯債務まで負っているということであれば、毎年なり、何年かに1回なり、その連帯債務者が実際にいるのかどうかという調査をしておりますか。

建築住宅課長 保証人さんにつきましては、当初連帯保証人の書類をいただいた後は、追跡調査のようなことはやっていません。それと、現年分をなぜ優先してやるかということですが、過年度分は先ほど言いましたように、分納誓約ということで、一度に納められないものですから計画的に納めていただくというようなことの中で、そういうものをいただいた中で、納めてもらうという考え方の中で、現年分を優先していただいているということです。

中村努委員 その理由がわからないのです。税とか保育料はそうではなくて、現年度分を払えるお金があったら古いほうから払ってくださいよ、とやっているわけですよ。ところが。

収入役 少しいいですか。プロジェクトタックスの責任者ですから私のほうから答えませけれど、現年度分に力を入れるというのは、やはり累積する債務が重なってはまずいので、現年度分をそのようにとっているということですが、徴収率を上げるというのは、これは部なり課の都合ですから、そういう意味ではなくて債務の上にまた債務が重なっていってしまうと国保と同じような形になっていってしまうものですから、現年度分をなるべくためないように、しかも滞納しているものもしっかり取っていくと。こういうことでないと料金であっても税であっても、公平性に欠けますからそういうことです。ただ、新しい滞納をなるべく増やさないということで、

現年度分に力を入れているということで御理解をいただきたいと思います。

中村努委員 税とかの場合は時効がありますから、だから古いほうから処理していると思うのです。市営住宅はないですから、5年間ない限り。だからどうしたって現年度の徴収率を上げるために都合でやっているとしたら、私は受け取れないです。

収入役 でそういうふうには取らないでください。

中村努委員 それと、先の延滞金はあるのかということと。

建築住宅課長 延滞金はいただいておりません。

中村努委員 当然利息というものがかかるわけですから、その分市の損失となるわけですね。そういうことも考えていくと、古いほうから整理していった方がよいと思いますし、それから保証人の追跡調査が出来ていない。たまに私のところにも相談があるのです。もう保証人やめたいけれどどうすればいいか、ということですが、そういう手続きもないらしいのです。今年、公営住宅法が変わって、収入の最低額が月額20万円から15万8,000円ですか。下がりましたね。そうすると、その間にいた方で、今、住んでらっしゃる方というのは、市営住宅にいる資格がなくなるわけですね、来年から。そういう方の対応はどうされるのですか。

建築住宅課長 まず、家賃の改正で基準が下がるということなのですが、それは5年間の暫定期間という猶予期間がございますので、5年間は今のままで入居できる、収入超過になってしまったような場合にです。そういう制度になっています。

あと、保証人の関係につきましては、窓口のほうへ変わりたいと話に来る場合もございますけれど、それにつきましては入居者と良く話していただきまして、うちとしては保証人をどうしても付けていただかないと困るものですから。それと、入居者もこちらの方の保証人をやめるということも理解していただけないものですから、入居者としてしっかり話し合っていて、新しい保証人をつけていただくように、もしやめるのであれば新しい保証人を付けていただくようには指導しております。

中村努委員 最後に要望ですけれど、債務保証まで、連帯債務まで負っている保証人であるとしたら、その人たちがどこにいるのか、本当にいるのかどうかというチェックはしっかりしなければ、これはいけないと思いますし、これだけ長い滞納があるのであれば、当然、保証人のところになんらかの話があつてしかるべきだと思いますので、その辺の公平性というものをきちんと守ってやっていただきたいと思います。要望でいいです。

白木俊嗣委員 使用料の場合には、時効は2年なのです。今聞いていると、昭和61年などという話があるけれど、納税誓約といっても法的には中断の要件にならないと思う。その辺を一度洗い直しをして、いけないものは頭を下げてでも不能欠損なりなんなりして処理したほうがよいと思う。さもなければ、いつまでも残っていつまでも残ってしまう。私が調べて欲しいと思うのは、納税誓約が時効の中断になるかということと、使用料の場合は時効が2年だから、その辺で、これからきちんとやるのであれば、保証人にきちんと2年間の間にもし滞納になった場合には、代納してくれるかとか、そういうことをきちんとして、一度頭下げてもみんなきれいにしましょう。

建築住宅課長 時効の中断の関係ですけれど、分納誓約書をいただければ時効の中断にはなるということになっておりまして、ただ、督促につきましては、1回限り効力を有しまして、何回も督促を出しても最初の督促だけが効力を有するというご事情でございまして、うちの場合はその中で分納誓約書ももらいまして、時効の中断を図るということになります。

それと、家賃の関係は、地方自治法からしても、また民法からしても、5年間ということになっております。

白木俊嗣委員 違うと思いますよ。使用料の場合は、税金の場合は5年だけれども、使用料の場合はたぶん2年ですよ。納税誓約がどうのこうのというも調べたほうがいいと思う。これもあとで調べた時には、納税誓約は中断にならないと思う。私もしっかりしたことは分からないけど、その辺のところを調べてもらって。

住宅建築課長 私どものほうも時効の中断ということで調べまして、先ほど言いましたように督促というのは1回きりの有効ということで、そのあとはだめだということなのですが、分納誓約というものは相手方が債務があるということで承諾するということの理解の中で、時効の中断に当たるというようなことになっているということですから、そのようなことでやっております。

委員長 ほかにありますか。

牧野直樹委員長 滞納のあるなしの以前より、20何年間もそうやってあるということは、その人に出て行ってもらえればいいのではないか。いつまでも何をやっているのか。そういう指導をしていって、あとは保証人と市が話し合いをして、保証人から金を取ると、こういうことですよ。家賃が安いから今までなあなあで来ていると思うけれど、民間のアパートだったら5~6万円の家賃を3ヶ月も滞納したら、出て行かなくてははいけませんよ。それが2~3千円の家賃で来ているから、そんなに長く滞納しているのだから、それは出て行ってもらって、保証人との話し合いでいいのではないか。時効がなによりも、何十年も納めていないわけで、出て行ってもらう資格はある。先ほど白木さんが言ったように取れないものは取れないで終わらせてしまえば、そんな話になっていくと思います。もっと強い態度で。市営住宅だって待っている人がいるので、現実には、そんな人のために市営住宅があるわけではないので、徹底した管理をしてもらって特別室でも作ってもらって、専門にやってもらってもいいと思います。要望です。

委員長 要望でいいですか。

牧野直樹委員 はい。

森川雄三委員 関連で、待っている人という話の中で、いわゆる市住を作ったときの制度によって、所得制限で入居が出来るか出来ないかというような場面があるようでありまして、その点はやはり制度上で臨機応変なことが出来ないのか、いわゆる所得がこれ以上ないと入れないとか、これ以上だと入れないというような制限がありますね。その点、臨機応変ないわゆる入居的なものはできないのか、その点はいかがですか。

建築住宅課長 市営住宅は公営住宅法という法律に基づいてやっておりますので、入居基準というものがございまして、臨機応変というのは少し法律に基づいてやりますと出来ない部分もございまして、櫛川のほうに定住促進とか特定公共賃貸住宅とかいうものもございまして、定住促進などは所得制限がございませぬので、市内ということの考えの中では、そういう住宅もありますという案内はしております。

森川雄三委員 いや、櫛川はないのですか。あるではないか。贅川のものはある、確か、所得制限があつて、以前に聞いたときに、いわゆる所得が年間これだけないと入れないというものが、確かあった。

建築住宅課長 特定公共賃貸住宅については、月20~60万円ということがありますが、定住促進住宅というものがございまして、定住促進住宅については特段の所得制限はないということになっております。

森川雄三委員 基本的にはだめだということですね、その範囲にいなければ。

建築住宅課長 特定公共賃貸住宅はそういうことです。

委員長 ほかにありますか。

小野光明委員 255ページの下水道事業操出金の関係でおうかがいしますけれど、経常収支比率が悪化したのに、この操出金の問題があるというような議論が一般質問でありましたけれど、私はよくわからないのですが、運用上の基準は総務省のほうから示されるということなのですが、算定の基準というのはどうなっているのか。10億円は相当大きいですが、全然良くわからないのでその算定の基準等を詳しく教えてください。

委員長 答弁をお願いします。

収入役 私のほうから答えますが、今までもこの10億円というものは先行投資してきた起債の償還に充てる部分で10億円を毎年繰出してきたのです。事実、先日水道事業部長がお話したように入れてもらっていたのですが、今までは臨時的経費ということで、経常経費への算入はされなかったのです。10億円の部分です。これが今年度、恒常的に毎年やっているものですから、経常的な経費として見なければおかしいではないかという話で、今年度、平成19年度分から経常経費に算定されたということですから、今まで10億円の何割ですか、わかりませんが、それを臨時的経費として算入されなかったので82.いくつで収まっていたものが、それを恒常的にやっているから経常経費としてみなすということなので、それが上乗せになってしまったのです。ですから、去年から比べて89.いくつにまで上がってしまった。これがまず原因の一番大きいところです。

もう1つは、団塊の世代の一番退職の多いそのときに退職金がいつもより多く支払われたということ。もう1点、福祉のほうの関係で言いましたけれど、その3つが重なって、そして今年89.いくつまで上がってしまった、という原因です。ですから、今までも経常経費に算定されてもおかしくないことですが、昨年、平成19年度分から操出金を経常経費としてみなされるようになってしまった。こういうことです。

小野光明委員 操出金の関係は農集もあったのですが、割増し分は前年度に比べるとどのくらいふえて、それは今後ずっと続いていくのですか。操出金で見るとどのくらいふえているのですか。

収入役 わかりません。操出金だけでどのくらいふえているかというのは、あとで調べてお知らせします。少し待ってください。

白木俊嗣委員 これは、別のときに聞こうかと思ったのですが、経常経費を入れるのはいいけれど、これは交付税で算定されてきているわけでしょう。答弁を聞いていると、一般会計からの操出金が悪いような言い方に聞いていたけれど、だけれど、これは交付税で処置される分だから、その辺のところを調べるのであれば、実際に交付税でどれだけのものが算定されてくるのか、きちんと調べて欲しい。

収入役 ですから、その分を差引いた該当しているものがいくらかというものを、今、調べますので。

白木俊嗣委員 だから、それをきちんと調べて欲しい。

下水道課長 10億円全部が行っているわけではないということです。

水道事業部長 本会議の時に御説明申し上げましたけれど、一般の企業会計に来る部分は13億5,000万円。そのうち下水道に入るのが10億円、10億円のうち今の交付税で入るものが7割入りますので、市のほうへは7億円入ると、交付税で。わかりませんよ、色がありませんので。7億円入るということは、これは決められている。そのような基準でやっておりますので。ということで、参考までに言いますと、水道のほうには約金額的には3,600万円、下水道に10億円、農集のほうには2億7,000万円。これも含めまして13億5,000万円が企業会計へ一般会計から繰入れられている。その金額が今度、経常経費に算定基準になります。

たので、それを算定すると今の経常比率が87パーセントから89パーセントに跳ね上がった。実質的に市が、それだけ上がったから投資的費用が少なくなったのかということ、私はそうではないというふうに思っております。以上です。

白木俊嗣委員 10億円の、聞いていると、実際に交付税でくるのはそんな算定ではないですよ。調べてもらえば分かるからいいけれど。

収入役 その部分を除いた部分が適用になったということです。ですから目いっぱい10億円が対応するわけではない。

中村努委員 経常経費の算定の分母の部分に都市計画税は抜かれていますね。

収入役 抜かれています。

中村努委員 だけれど、そこから、それを一般財源として下水道会計へ繰入れしていますね。当然、分母がなくて分子だけふえてしまったということがあるわけですね。

収入役 それは今までもそういうことですから、今回変わった要素ではないです。

中村努委員 下水道への繰入金に臨時経費から経常経費へ変わったのですから。

収入役 税ですから色はついていませんので、都市計画税をそこへ充てたかどうかということは分かりませんが、どういう意味ですか。

中村努委員 決算書を見ると、都市計画税の充当状況で起債償還に8億円繰出しているわけですね、公共下水道へ。それは都市計画税の充当分ということなのだが、分母になるほうには都市計画税が入っていないくて、この繰出した金額というものは、そのまま分子のほうに乗っかってきているのではないですかという話です。

収入役 都市計画税が、基準財政収入額のほうへ入っていないか入っているかを確認させていただきますので。

中村努委員 入っていないという説明を受けている。

収入役 少し調べて。

委員長 調べてあとでお願いします。ほかにありますか。ありませんか。

建築住宅課長 先ほど、冒頭、中村委員から御質問がありました耐震診断に対する補強の割合の関係でございますけれども、簡易診断から見る耐震補強の割合につきましては3.47パーセントになりますし、精密診断を行って耐震補強をやった割合につきましては7.34パーセントということになります。以上でございます。

中村努委員 そのパーセントも大事だけれど、要は、対象になった家屋のうち診断をした家屋のパーセントを知りたいのです。

建築住宅課長 今年の2月に塩尻市耐震改修促進計画を策定しまして、その中で耐震性を満たさないもの、または、耐震性が不明なものということで、6,581戸という数字が出ております。これにつきましては、平成10年および平成15年の住宅土地統計調査から推定した数字でございまして、この数字を使いますと、簡易診断につきましては11.4パーセント、精密診断につきましては5.37パーセントという状況になります。

委員長 よろしいですか。

それでは、ほかに意見がないようですので、議案第1号につきまして、建設事業部関係の審査を終了してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 では、あと採決は議案第1号すべての審査が終了後に一括して行います。

それでは、ここで10分間休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時07分 再開

委員長 休憩を解いて再開いたします。

議案第21号市道路線の認定について

委員長 次に、議案第21号に入ります。市道路線の認定についてを議題といたします。説明を求めます。

都市づくり課長 それでは議案関係資料33ページを御覧いただきたいと思います。市道路線の認定でございますが、今回お願いする部分につきましては、開発事業等に伴う4路線についてでございます。まず(1)でございます。これは開発事業に伴う路線でございます、場所につきましては次の34、35、36ページの3カ所でございます。それぞれ開発行為のあと、市に帰属していただきまして、市道認定をしていきたいというものでございます。次にまた33ページにお戻りいただきまして(2)でございますが、県有地の払い下げに伴うものということで、1路線でございます。これは県営住宅仲町団地の跡地部分の道路形の部分につきましては、県のほうから払い下げをいただき、道路として市道認定をしていきたいというものでございます。場所等につきましては37ページに図面で記載してございますのでお願いをしたいと思います。33ページ一番下にあります参考ということでございますが、路線数それぞれ4路線ふえまして、317路線、延長88万3,098メートルということでございます。よろしく御審議をお願いいたします。

委員長 はい、質疑を行います。委員より質問ありますか。

太田茂実委員 開発による道路の認定だから別に問題はないだろうと思う。問題は、それに接する市道の状況はどうかということはチェックするわけですか。

都市づくり課長 開発行為の申請の時点で、接する市道につきましては4メートル以上の市道に接する開発道路ということで、開発行為そのものの中で規定がございますので、基準にあったものという形で認定を行っております。

太田茂実委員 すると、市道としての機能、要するに最低でも有効幅が4メートル以上の市道に接している。それはチェックしているわけですね。

都市づくり課長 議員のおっしゃるとおりです。現状で、有効で4メートル以上の市道に接しているものでないと、開発行為として許可になりませんので、お願いいたします。

太田茂実委員 なぜそれを言うかということ、新しいこういう所で、後から来た人と言うと語弊があるけれど、要するに居住する方は、毎日の生活の中でその道路を毎日通行しなければならない。そうすると市道そのものがないと、苦情が来るわけです。そういったことを踏まえていくと、既存の市道の状況そのものも十分にチェックしておかないと、チェックと言うか、機能を果たせるようにしておかないと、まずいかなと思う。なんでも市道認定、市道認定は良いけれど、そういった点も十分考慮してしっかりやって欲しい。希望しておく。

委員長 よろしいですか。ほかに意見ありますか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、議案第21号市道路線の認定については、原案のとおり認めることに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしを認め議案第21号市道路線の認定については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第22号 平成20年度塩尻市一般会計補正予算(第2号)中 歳出4款衛生費中1項保健衛生費6目環境保全費、5款労働費、6款農林水産業費、7款商工費、11款災害復旧費

委員長 次に進みます。議案第22号平成20年度塩尻市一般会計補正予算(第2号)中 歳出4款衛生費中1項保健衛生費6目環境保全費、5款労働費、6款農林水産業費、7款商工費、11款災害復旧費を議題といたします。建設事業部関係の審査を行います。説明を求めます。

建設課長 それでは、補正予算29、30ページを御覧いただきたいと思います。建設事業部のほうからは、7月26日の集中豪雨を主にした土木施設関連の復旧費用について、補正をお願いいたします。1目の市単土木施設災害復旧費でございます。このときの災害全般は、経済部のほうからも報告があったと思いますけれど、特に東地区を中心に局地的に降っておりました。東地区、当日の積算雨量は160ミリに届いておりました。その中で、全体の予算の詰め時点の市単土木災害の被災件数ですけど、全部で77件でございます。ただ、そこにまた十数件ほど、きのうも某区長さんからお話をいただいていますけれど、いろいろふえておまして。今回の補正の中で、できるだけ対応させていただくように考えております。

それでは、市単の土木施設災害の復旧費です。3,887万円の補正予算をお願いするわけでございます。測量設計委託料でございますけれど、これは後に出てまいります公共土木施設災害、これは1カ所でございます。みどり湖線が崩落しておりますけれど、この査定用事前調査を委託するものでございます。その下の重機の借上げでございます。1,497万円でございます。重機の借上げは、今回も側溝への土砂流入がかなり多く、77件中66件が側溝の土砂上げです。さらにまだどんどん追加で何件か来ておりますけれど、重機の借上げで対応したいと思います。その下の災害復旧工事でございます。主には、道路、特に目立ったのは、市単の関係では小坂田公園へ入っていく壁が落ちてきたのですが、それに関するもの。それから、権現沢の河川等で、あわせて10件でございます。この災害復旧工事2,300万円余をお願いするものでございます。

その下の2目の公共土木施設災害復旧費でございます。今回は、公共土木施設災害は1カ所ございまして、先ほども申し上げました市道みどり湖線の崩落でございますけれど、その復旧でございます。先ほど市単で査定調査費を計上させていただきましたけれど、設計委託料、監理委託を含めまして松本広域土木振興会に委託を予定しております。工事につきましては1,500万円。これはまだ、査定を実施する前の概算の見積もりでございまして、査定によって、また詳細を決定させてもらうもので、このようになっております。以上でございます、よろしくお願いいたします。

委員長 委員より質問ありますか。

永井泰仁委員 市単、公共土木の災害復旧工事は、年度内にほぼ終了する予定ですか。

建設課長 年度内で対応する予定でございます。

委員長 ほかにありませんか。

では私のほうから。やはり、ほとんどだいたい側溝のあれなのですね。だから、先ほど言ったようにやはりこれに関連した道路の整備だとか、いろいろなものがあると思うのですけれど、そういった面も含めて来年度の予算のほうにあげておいていただきたいと思います。

建設課長 経済予算と並行しまして、建設予算等で対応していきたいと思います。

委員長 ほかにありますか。

〔「なし」の声あり〕

委員長 ないようですので、以上で議案第22号について建設事業部関係の審査を終了いたします。なお、この補正予算については、建設事業部については議案審議をいたしたということで、よろしく願いいたします。以上で建設事業部の審査を終了いたします。

続いて水道事業部関係の審査を行います。暫時休憩をいたします。1分ぐらいあとに再開しますので、お願いいたします。

午前11時17分 休憩

午前11時19分 再開

議案第1号 平成19年度塩尻市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、歳出4款衛生費中1項保健衛生費6目公害対策費のうち合併処理浄化槽設置事業及び2項清掃費1目し尿処理費、5款労働費(1項労働諸費4目ふれあいプラザ運営費を除く)、6款農林水産費、7款商工費(1項商工費4目中心市街地活性化事業費を除く)、8款土木費(4項都市計画費2目公園管理費のうち小坂田公園・北部公園管理事務所経費を除く)、11款災害復旧費

委員長 それでは、水道事業部の審査を行います。議案第1号平成19年度塩尻市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。水道事業部関係の審査を行います。説明を求めます。

下水道課長 よろしく御審査をお願いいたします。それでは、一般会計の第1項の関係の6目公害対策費の中の合併処理浄化槽設置事業のところ、決算書の189ページをお開きください。決算説明資料につきましては48ページをお願いするものであります。

189ページでございます。それでは、よろしいでしょうか、説明させていただきます。合併処理浄化槽設置事業ということで、539万5,000円の説明でございますが、これにつきましては河川、地下水の水槽汚濁防止対策として合併処理浄化槽設置者に対して補助金の交付を行いまして、水質汚濁防止と快適な環境整備を図るために交付したものでございまして、設置事業費の補助金といたしまして5人槽が4基、7人槽が2基ということでございまして、これにつきましては公共下水道事業等の集合処理区域の認可区域外の方へ交付させていただいたものでございます。使用特別補助金につきましては、高出の国道拡幅に伴います高出のムラヤマさんの所につきましては浄化槽汚泥処理に対しての補助金を交付させていただいたものでございます。それと、合併処理浄化槽設置普及促進協議会への負担金ということで、5万円を納めたものでございます。以上でございますので、

よろしく御審議願います。私からは以上であります。

衛生センター所長 それでは続きまして次のページ190、191ページをお開きいただきたいと思いますが、2項衛生費、し尿処理費につきまして主なものの説明をさせていただきます。

下のし尿処理施設管理費7,864万2,499円。これにつきまして、これは前年度、平成18年度に比較しまして60パーセントの減になっております。これは平成19年度よりし尿処理を施設で行わないで、下水道のほうへ放流というようなことによりまして、し尿処理全体が下がったわけでございます。その主なもので、その下の消耗品費787万8,792円。これは前年対比約46パーセント減になっております。主に脱臭の薬品費、それからpH調整用の苛性ソーダとか、そういったものの約4種類の薬品の消耗品でございます。

次のページめくりまして192、193ページを御覧いただきたいと思います。一番上の電力使用料、これにつきましては施設運転に使用しました電力使用料でございます。年間約41万キロワットでございます。前年に比べまして66パーセント減になっております。それからその下、上下水道使用料。これは下水道のほうへし尿投入というような形になったものですから、それに伴う下水道の使用料と、それから場内で使用する水道料金でございます。それから、中ほどにございます処理棟運転等管理業務委託料2,268万円余。これは前年に比べまして38パーセント減になっております。それは、施設の運転それから機械点検整備等センターの施設管理を信州昭和に委託した委託料でございます。それからその下の槽内清掃作業委託料1,778万1,918円。これは、下水道のつなぎごみに伴いまして、使用されなくなりました設備の水槽内に溜まりました汚泥または砂、これを排除して構築物の延命を図るために水張りを行うための槽内清掃作業でございます。あわせて、使用されなくなりました設備の電氣的な切り替え、それから中央監視システムの切り替え等も含まれております。それから、ずっと下がりまして丸になっておりますが、し尿処理施設維持管理費。これにつきましては、営繕修繕料でございます。主に中間的に行いました修繕費でございます。前処理設備3件の修理を行ったものでございます。以上でございます。

委員長 それでは、委員より質問はありますか。

中村努委員 この191ページのし尿処理の関係ですが、下水道普及率の関係でも、まだどうしても必要な施設でもあるし、災害時には当然稼働しなければいけない施設で、普段は下水のほうに流すということはよくわかるのですが、そのように変えた場合でも、今後もこのくらいの金額は維持管理に必要ということで考えていいのですか。

衛生センター所長 現在、あの施設ではバキュームで受け入れしたし尿を前処理して下水のほうに流します。流すときにおいては、下水道に準じた放流基準で一応放流しているものですから、その施設をやはりずっと維持していかないといけないということで、当然、これから先もこういう形の金額はかかります。

森川雄三委員 それで60パーセントから減額なったということなのですが、いわゆるこちらのほうは60パーセント減額になっているが下水道へ持って行って処理をすることによって、効率が良くなったのか、その部分が下水道に上乘せされたのか、その点はいかがですか。そういった計算式のようなものは出ているのですか。

衛生センター所長 このし尿処理の関係につきましては、一応、一般会計で処理させております。企業会計ではなくしてです。実質的には施設全体が縮小というような形になっているものですから、その部分の経費、おおよそ1億円近くの経費が浮いてきております。その分、今度は浄化センターのほうへ、ある程度の区間があった

と思いますけれど、その点については私は把握しておりません。

森川雄三委員 そういう点はわからないのですか。例えば、1億円減ったが3,000万円くらいで済んでいきますよとか。そういう点がどんなものですかということですが。そういうことは分かりませんか。

委員長 答弁をお願いします。

浄化センター所長 今、衛生センターから入って来るもので250トンくらい日次入ってきています。その分だけ浄化センターのほうへお金が、費用がかかっているという、今、金額がどのくらいかということは分かりませんが、250トン分くらいの費用がかかっています。

森川雄三委員 では全体の事業的にはかなり浮いたということは間違いありませんね。その点はどうですか。

衛生センター所長 全体的に見れば浮いている形になると思います。

森川雄三委員 その辺を聞きたかったのです。

委員長 ほかに意見ありますか。

小野光明委員 189ページの合併処理浄化槽の関係ですが、市内には合併処理浄化槽でないと対応できない家庭と言いますか、戸数というのは、あとどのくらいになっていますか。

下水道課長 個人で汲み出している場合113戸ということで、平成20年3月31日現在です。あと113戸が個人の場合については合併処理浄化槽が未設置ということでございます。

委員長 よろしいですか。

ほかに意見ありますか。ないようですので、以上で水道事業部の審査を終了してよろしいですか。

議案第1号につきましては経済、建設、水道関係すべての審査を終了いたします。議案第1号平成19年度塩尻市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認めることに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め議案第1号平成19年度塩尻市一般会計歳入歳出決算認定については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第8号平成19年度塩尻市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

委員長 次に進みます。議案第8号平成19年度塩尻簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

上水道課長 上水道課長も兼ねておりますので御説明を申し上げます。

まず、厚い決算資料の457ページをお開きください。それから、説明はこの資料にいい資料が載っておりますので、91、92ページ、そちらを開いてまず御覧いただきたいと思います。資料の91、92ページです。大きな字で9、簡易水道事業特別会計の概要というところをお開きください。91ページでございます。それでは説明に入らせていただきます。

まず、この9は榎川簡易水道、贅川簡易水道を合わせた簡易水道事業特別会計の概要ということでございます。平成19年度末における給水件数は1,324件。前年度より13件減りまして、率にしまして0.97パーセント減でございます。給水人口は3,103人。前年度に比べまして56人減りまして、率で言いますと1.77パーセント減りました。普及率は98.6パーセントでございます。年間配水量は46万9,519立方メー

トル。これも前年度対比5万3,276立方メートル減となりまして、率にいたしまして約1割、10.19パーセント減となりました。1日の平均配水量は1,283立方メートル。前年度に比べまして1日に149立方メートル減り、率にいたしまして約1割、10.4パーセント減りました。年間の有収水量は28万6,192立方メートル。前年度に比較いたしまして1万2,642立方メートルが減り、率にいたしましては4.2パーセント減となりました。1人1日当たりの総給水量は252リットル、前年度に比べまして1人10リットル、率にいたしまして2.7パーセント減となりました。また有収率は60.95パーセント、前年度対比3.79パーセント増となりました。あまりにも低いということで、また後で御説明を申し上げます。

次です。本年度事業は昨年度からの継続事業であります統合簡易水道整備事業に基づき、将来的に安定した水を供給するための榑川浄水場建設工事といたしまして、建設主体工事を行いました。また、平成20年度事業に予定している榑川配水池築造工事および中央監視施設工事の設計委託を行いました。

財政状況を申し上げます。収入総額は3億5,233万1,519円ということで、前年度対比7,600万円余が増となり、率にいたしまして27パーセント余の増となりました。その主なものは、給水収益5,420万4,690円と、市債1億8,190万円でございます。これに対します支出総額は3億5,231万3,428円ということで、その主なものは建設改良事業費。これは浄水場の今、築造をしている費用です。2億7,592万6,940円ということで、内訳は榑川浄水場建設工事の2億6,658万5,000円ということでございます。

それでは、457ページへ戻っていただきたいと思ひます。平成19年度の塩尻市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算額でございます。歳入合計が先ほど申し上げましたように、3億5,233万1,519円、歳出合計が3億5,231万3,428円ということで、歳入歳出差引残高が1万8,091円ということになりまして、これは平成20年度会計への繰越を予定しております。

次458、459ページを御覧ください。歳入のそれぞれの合計でございまして、459ページの一番上の歳入済額、これを御覧ください。一番上が5,452万690円ということで、使用料および手数料の収入でございます。次2番が国庫支出金9,130万円。これは補助金でございます。3番の歳入繰入金につきましては2,336万円。これは一般会計からでございます。次、4番の繰越金、9,222万9,000円。これは平成19年度の歳入歳出の差引額でございます。5番諸収入が115万8,600円。受託事業費等でございます。6番の市債、これが1億8,190万円ということで、合計が一番下にございます歳入合計。先ほど説明いたしました、3億5,233万1,519円となります。

次、460、461ページを御覧ください。歳出を申し上げます。1番の運営管理費3,170万3,398円、歳出済額の所を御覧ください。2番の建設改良費、これが今の統合榑川浄水場の建設工事費でございます。2億7,592万6,940円でございます。公債費、約7億円あります借入金の返済額でございます。4,468万3,090円ということで、歳出合計が一番下を見ていただきますと、3億5,231万3,428円となります。概要はこういうことございまして、次のページに行ってくださいと思ひます。

462ページをお開きください。462、463ページでございます。まず歳入の内訳でございます。先ほど申し上げた中のそれぞれ目、節の内容でございますので、申し上げます。第1款使用料及び手数料の中に、第1目というふうに見ていただきたいと思ひます。簡易水道使用料、右にいて見ていただきますと、調停額の右に

収入済額ということでございます。これは簡易水道の水を売った使用料の収入額5,420万4,690円でございます。この内容を申し上げますと、簡易水道の使用料、現年度分です。平成19年度分のこの額は98.6パーセントが現年度分で5,335万4,650円になります。簡易水道の過年度分、要するに滞納分につきましては収納率67.9パーセントで、85万400円と合わせました金額でこれが純収入でございます。次、その下を見ていただいて、手数料の下に第1項簡易水道の手数料という欄がございます。右へ行って見ていただきますと、31万6,000円ということで、この内容は、給水工事の検査手数料でございます。

次、大きな第2款です。国庫支出金の第1目を御覧ください。簡易水道国庫補助金ということでございます。収入済額が9,075万4,000円の内訳を申し上げます。簡易水道事業整備事業補助金、櫛川浄水場です。これについては国の補助金が事業の3分の1ということでございまして、7,800万円を補助金でいただきました。もう1件は、簡易水道整備事業国庫補助金の同じく3分の1ということで、これが合わせまして9,000万余でございます。

次です。第2項の災害復旧費国庫補助金ということでございまして、54万6,000円。これは平成18年7月の豪雨災害の復旧工事の費用でございまして、災害復旧補助金、2分の1を補助金として収入となったものでございます。

次、3款の繰入金です。次のページ464、465ページを御覧ください。一般会計からの繰入金ということで、2,336万円ということでございます。次、第4款繰越金の第1目繰越金を見ていただきますと、9万2,229円ということで、その内訳は前年度の繰越金が1万6,229円、それから繰越明許費、繰越金が7万6,000円という内訳でございます。

次、5番の5款諸収入の1目簡易水道受託事業収入ということで右へ行って見ていただきますと、109万7,600円。受託工事収入ということでございます。

次、第2項雑入の第1目6万1,000円ということで、これは設計図書の売却代ということで6万1,000円が収入となりました。

次、第6款の市債で、次のページ466、467ページを御覧ください。市債につきましては、第1目の簡易水道事業債ということで1億8,140万円が収入となりました。その内容でございますけれど、簡易水道施設整備事業債ということで櫛川浄水場1億5,750万円、それからもう1本が簡易水道施設整備事業債ということで2,390万円が内訳でございます。それから第2目の災害復旧事業債ということで、50万円ということで、これは先ほど申し上げました補助金でございます。そのトータルです。一番下の欄、収入済額の欄を見ていただきますと、3億5,233万1,519円ということでございます。

それでは次、進んでいただきまして、468、469ページを御覧ください。支出について申し上げます。第1款から経営管理費ということでございまして、経営管理費は全体で支出済額を御覧ください。3,170万3,398円となっております。その内容を申し上げます。内容は第1目の一般管理費を御覧ください。1万8,117円でございます。備考欄を見ていただきますと、一般管理職員等は除きまして半分から下の一般管理事務費の水質検査委託料を御覧ください。406万6,030円ということでございまして、今の2つの簡易浄水場の水質検査の委託料が341万2,500円、浄水の毎日検査委託料が38万4,000円、それからクリプトスポリジウム等指標菌の検査委託料25万2,000円、塩素酸臨時水質検査委託料外で1万7,230円が主な

委託料でございます。その下の、使用料徴収・収納委託料ということで、525万1,428円がございます。主なものは今の協議会の負担等でございます。

次、第2目の施設管理費を御覧ください。施設管理費は1,168万5,281円になります。その内容を申し上げます。次の470、471ページを御覧ください。備考欄を御覧ください。施設維持管理費ということで247万9,272円。営繕修繕費とメーター費です。メーター費というのは8年で今の計量法に基づきます満期メーターということになって、交換をしなければいけないということです。ということで、9年目から8年で満了になったものを換えていくという費用でございます。あと、その下が浄水場管理費。2つの浄水場の管理費が289万9,578円でございます。主なものは、ポツ3つ下の電力使用料でございます。127万437円でございます。

それからずっと下がっていただきまして、管路維持管理費を御覧ください。630万6,431円でございます。内容は、漏水調査委託料94万5,000円、管路補修等工事が526万7,000円余ということで、先ほど、今の有収率が非常に低いですという説明を申し上げました。有収率は60.97パーセントでは、半分近くしか、水をどこへやってしまうのだという話でございますけれど、これが漏水しておりまして、1日300トンですので、先の配水量ですが、1日の配水量が、申し上げましたけれど1,283トン、約1,300トンです。300トンが漏水していましたということですので、現在は直しましたので、配水量は1,000トンぐらいです。来年は、平成20年度決算は有収率が非常に跳ね上がるということで、水漏れ痕跡のような水道施設でございましたので、いくらか維持費も軽減できるという態勢になってきました。そこに使ったお金でございます。修理は19カ所の中から漏水しておりましたので、それに係る修繕費でございます。年間、今の費用的なものでいくと、だいぶ費用も節減できたのではないかとこのように認識しております。

次、第2款の建設改良費ということで、備考欄の施設建設事業(補助金)として2億7,592万6,940円ということでございます。この主なものは、今の設計委託料が912万4,500円でございます。これは櫛川の配水池、中央監視操作施設のそれぞれ実施計画の委託料でございます。それから、監理委託料というのは、今の工事を行うための施工、進行監理をしていただくというところに委託をした事業で、115万5,000円でございます。一番下の櫛川浄水場建設工事ということで、これが一番大きいわけでございますが、2億6,558万5,000円ということでございます。

次、472、473ページを御覧ください。第3款の公債費でございます。公債費の内容は1目の元金は2,813万5,368円でございます。その内容は、元金で長期債元金償還金。これは既に合併前の債務、要するに借入金の返済でございます。2,813万5,368円でございます。それに伴います利子も一緒に返しておりますので、利子につきましては1,654万7,722円という利子の返済をしているわけでございます。ということで、ちなみに今の元本は7億5,688万1,950円、元本があります。

次、474ページを御覧ください。実質収支に関する調書。今まで説明してきたことが最後にまとめられておりますので、よろしく願いいたします。私からは以上です。

委員長 質疑を行います。委員より質問ありますか。

太田茂実委員 収入未済とはどんな内容ですか。

委員長 答弁をお願いします。

上水道課長 すみません。もう1回お願いします。

太田茂実委員 収入未済とはどういうことですか。

水道事業部長 先ほどからいろいろありますけれど、滞納金でございます。

基本的には、水道の関係は、法的には先ほどから皆さん申しているとおりでございます。2年で債務は請求が出来ないということでございますけれど、水道といたしましては、今の分担をする中で、古いものから徴収をしてきているという状況でございます。一般会計でやっておりますので、古いものが何年ぐらいか、わかりますか。

それでは補佐から、お願いします。

料金係補佐 今回の滞納金がここに書いてございますが、85万円分が平成18年度以前の滞納金ということになっていきますけれど、これにつきましては、約平成15年からある滞納金ということでもあります。よろしく願いたいと思います。

太田茂実委員 水道は生活に密着しているようなものだけれど、給水停止というようなことも場合によっては出来るわけですか。

上水道課長 近年、このように景気の状態等がございますし、非常に市民の皆さんは苦しんでいる状況ではございますけれど、企業会計としてやっていくには、やはりそれなりの収支を示さなければいけないということで、なるべく少ない、もうける必要はございませんけれど、収支はゼロぐらいに保ちたいということでいきますと、市民の平等を確保するためなるべくやさしく御説明を申し上げまして、お支払いいただくと。それでも、どうしても理解をしていただけない方は、伝家の宝刀を抜きますよ、ということで、市長の決断をいただきまして給水停止に踏み切るということで、月に2回、地区ごとに、10地区ありますので10地区のうちを順に給水停止を行っていくという、そういう形でやっておりますので、非常に滞納額は少ないです。上水道、下水道合わせて、上水道で1,000万円ぐらい、下水道で1,400万円ぐらいが実質の、実質2,400万円が今の未納、回収が非常に難しい部分でございます。それに対しまして給水停止等をする中で、なるべくお支払いをいただくという、こういう心で対応しておりますので、よろしくお願いします。

白木俊嗣委員 これが、その例の住民を裁判にかけてやるということですね。今、局長が企業会計でやるというので、一言言いたくなるのだけれど、この決算を見るとどうしても勘定が合わない。年間で5,000万円余の水道料しか入っていない。そういう中で、市内の1日あたりの給水量は400だけということだ。その中で、今、説明を聞くと、櫛川については、給水量は1日252リットルではないですか。非常に低いですね。やはり、企業会計であるし、行政も投資の額から言っても、ある程度は水道料を使ってもらって、市の400という数字があるので、そのくらいはある程度。うわさに聞くと、川の水を使っているとかいう話も聞けけれど、そうではなくて、やはりこれだけ投資すれば、これを利用してもらって、収支とんどもまでは行かないにしても、ある程度そういうことはPRしていかなければいけないと思います。

これで仮に16億1,000万円からのものをかけて、年間に5,000万円も収入がない場合に、何年経てば元が取れるかと計算したときに、これは気が遠くなるような話になってしまう。それがペイできるものになれば、また今度は補修だ何だという問題が出てくると思うので、その辺のところをきちんとして欲しいと思うのだけれど、局長はどう思いますか。

上水道部長 水事情は、全体の収入、純収入は、水事情としては非常に厳しい状況です、これからは。櫛川に

しても、上水道にしても、3パーセントぐらい使用量が減っていくだろうという予測が立てられております。ということは、今、白木議員さんが言われましたように、水をいかに使ってもらおうかという形の中の戦略を展開するわけでございます。落とさなくても平行に、要するに前年度と平行なくらいに水道水を使っていたくというには、やはり今の状況では、社会的情勢の中では非常に難しい状況があります。

まず1つは、少子高齢化です。高齢者の、私も含めてみな高齢者は水を使わないです。ですので、それがまず一番の原因です。それから、こういう社会情勢の中で、節水意識が非常に市民に、国民全部ですね、節水意識が高まっている。そういう形の中で、節約しようという形の中で、各メーカーが作る今の上水配水器具は、ものすごく節約型になりまして、下水道の今の水洗化でも3分の1です。昔は17リットル流していたけれど、今はだいたい5リットルぐらいしか流さないです、大便をしたときに。ですので、それから言っても、もうわかりますよね。

それから、もう1つは雨です。雨がこれだけ集中的に始終降ってくると、庭に水をかけるということがいらないわけです。さらに、節水意識で、とよから200リットルのタンクに入れてお花畑にかけるといふ、そういう状況も理解していただきまして、水道局といたしましても何とかしなければいけないということで、水道の水の美味しさを今年はアピールいたします。来年は、出来れば塩尻市のペットボトルを発売、要するに開発する中でいかに水道水が美味しいかということで、水道水の使用量を維持していきたいということで、今の自販機もそうですけれど、今、ほとんどの人はお茶など飲まないです。自販機へ行ってボトルを買いますので。そういうこともいろいろある中で、御指摘いただいていることは私たちも課題にして今年から取り組んでおりますので、また御指導いただきまして、ぜひ水道の純収益が少なくなならないような形で努力してまいりますので、よろしくお願ひします。

中村努委員 この有収率60.95パーセントということですが、要は40パーセント近くがどこかへ行ってしまったということですが、これは料金に換算するといくらになるのですか、その40パーセント近くというものは。

上水道部長 一応漏水していた金額は300トンでございます。300トンの金額と細かい内容は、補佐のほうからお答え申し上げます。

委員長 補佐。後回しにしますか。では、午後、別に答弁しますか。

料金係補佐 1日300トンの漏水ということで、1年間365日で計算いたしますと、2,411万円になります。

中村努委員 これは、例えば企業会計に移行した場合に、そういうものは損金扱いになるのですか。

上水道部長 もとものの収入調停をいたしませんので、損金も何もなくて、ただ収入がないというだけの話です。調停をした場合は損金になりますけれど、それで損金に組み入れることは出来ません、不可能です。

中村努委員 わかりました。

小野光明委員 有収率は、今年度、平成20年度は跳ね上がるということなのですけど、今まで、ずっとこのように低いままだったということですか。

上水道部長 そのとおりでございます。

小野光明委員 理由と言いますか、原因はどこにあったのですか。

上水道部長 ずっと漏水調査ということをして、多分しなかったと思うのです。そのまま1日1,300トンぐらいの水はいるでしょうということで、浄化して流していたというのが現状だと思うのです。ですので、今、漏水調査費を良いところにかけて対応したという形ではないでしょうか。

永井泰仁委員 金井の方で有収率を高めるために漏水の部分の補修をしたということですが、大きく漏れていたのは、例えばどういう所の部分とか、それから、今、管種別では、ダクトとかVPとかACPとか、おおむね何割とか、どのような状況になっていますか。

工務係補佐 漏水の箇所につきましては、そのうちの2件、非常に大きい漏水がございまして、水道の本管の所からサドル分岐と言いまして、一般家庭用に引き出すところがあるのですけれど、そのサドル分岐した部分の未使用の部分のキャップが抜けていたというものが2カ所ございまして、それが非常に多い所でございます。樋川の水道につきましては、管種はほとんどがビニールでございます。下水道にあわせましてビニールのほうに布設替えしてございますので、そういった形で漏水調査をしておりますので。漏水調査も、余分な話ですけれど、去年は1,500戸を実際に音を聞きながらやったり、管路の延長を道路上10キロ、漏水がないかということでこれも音で確認しながらということをやっておりますので、それを随時、また本年度も続けて、何カ月に1回という形での漏水調査を行っていきます。

永井泰仁委員 今、分岐からサドルは、鉛管は当然使ってはいけないが、ポリ管でこういう具合に引っ張り出してくるのですか。

工務係補佐 樋川につきましては、鉛管の使用はございません。ポリ管の部分と、あとビニール管の部分と両方ございます。以上です。

委員長 ほかにありますか。

では、私のほうからちょっと、簡単なことを言うようですけれど、市の水というのは非常に美味しくありません。会派室のある、例えば水を出した場合には、ひどくカルキ臭いというのか、かなり違うような気がするが。

上水道事業部長 市役所の水ですか。一般的に美味しい水の基準というものがありまして、一番はきな臭さ。残留塩素がないほうが良いのですけれど、0.4ppmの残留塩素を入れますと、0.1ppm、1万分の1ミリグラムの量が水の中に入っておりますので、その臭気、塩素の臭気が、これをきな臭さと言いますけれど、それが常に漂っている水が水道水なのです。それがなくなるとは、腹を壊してしまうということになりますので、どうしてもそのイメージがあると。温度は、ビールでならば3度から6度という温度ですけれど、水道水の場合は10度から15度以内、12度ぐらいの水が一番美味しいのではないかという基準に当てはめると、どれも適合しませんので、非常に都会の人たちが飲むには良いのでしょうか、皆さんが自家水などを飲んでいる人は多分、むせてしまって飲めないと思うのです。ですので、そういうことで、まずいというのは、原因は、主なものはその2つでございます。

それをなるべく取り除くというと、温度を下げるとか、蛇口に活性炭を入れまして残留を取る、きな臭さを取るということで、各家庭の皆さんはやっていると思いますけれど、どうしてもと言いますと、そういうようなことも必要かなというふうに感じておりますけれど。現在では、16度から20度ぐらいの温度で、どうしても水道水はそのぐらいになりますので、それは致し方ないといいたしましても、何とかほかの面で、きな臭さをとるとか、そういう活性炭素による高度処理をこれから手掛けまして、美味しい安全な水を提供することが、これから

は不可欠かなという考えでございます。以上です。

委員長 ほかにありますか。

ないようですので、議案第8号平成19年塩尻市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認めることに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第8号は全員一致をもって可決すべきものと決しました。

1時10分まで休憩いたします。

午後12時08分 休憩

午後 1時08分 再開

議案第10号平成19年度塩尻市水道事業会計決算認定について

委員長 全員おそろいですね。引き続き水道事業部につきまして、議案第10号平成19年度塩尻市水道事業会計決算認定についてを議題といたします。説明は要点のみ簡潔にお願いいたします。

水道事業部長 そういうことでございますので、それでは平成19年度の薄いほうを御覧ください。2ページを御覧ください。なお、平成19年度の塩尻市水道事業会計の決算説明資料においては、1から12ページも併せて御覧ください。2ページでございますけれど、概要のア、業務状況から簡略に申し上げます。年度末における給水件数は3万403件、前年度比で510件、1.7パーセントの増とふえました。給水人口は6万5,202人、前年度対比26人増、0.04パーセント増となりました。給水普及率は99.9パーセントであります。年間総配水量は952万7,944立方メートル、前年度対比、この水量に関しては45万3,119立方メートル減、4.5パーセントの水量は減となっております。1日の平均配水量は2万6,033立方メートルということで、これも前年度対比で1,312立方メートルの減、4.8パーセントの減でございます。また、1人当たり配水量は400リットル、前年度対比20リットルの減、4.8パーセントの減となりました。先ほど申し上げましたように、使用量の低下がこのように毎年続いていくのではないかという想定がされます。ということで、年間配水量は752万7,075立方メートルということで、全体では43万4,065立方メートル、5.5パーセントの減という状況でございました。

次、ウの財政状況でございます。収益的収支の収入総額は15億2,876万500円ということで、要するにメーターの回りが少なかったということで、前年度対比8,339万4,531円の減と、5.2パーセントの金額的には収入減ということでございます。その収入の主なものにつきましては、給水収益が13億9,310万9,710円ということで、それぞれ減になっております。これに対しまして、支出総額は15億1,091万7,979円ということで、収入に応じて支出を縮小したということでございます。その支出の主なものは、受水費2億8,460万9,659円。これは県の松塩用水の受水、松塩に払った金額、約3億円でございます。それから、減価償却費5億4,800万円余、企業債利息1億9,200万円余等を支払いました。ということで、終始差引が1,784万2,521円ということで、これが当年度の純利益でございます。このことによりまして、当年度未処分利益剰余金1,784万2,521円は減債積立金に100万円、建設改良積立金に1,

684万2,521円を処理させていただきたいと思い、今回の議案に計上してございます。

3ページでございます。4条予算、資本的収支の収入総額でございます。1億9,563万4,658円、前年度対比1億5,100万円余の減、率にいたしまして43.6パーセントの減ということでございまして、これはそのような起債収入を減らしたということで、工事を減らしたということとイコールでございます。その主なものの収入は、企業債9,290万円、前年度対比1億5,000万円余を減らしました。建設工事負担金7,300万円余ということで、この金額は1,135万円余増、18.2パーセント増でございます。これらに対する支出の総額は、6億7,583万1,992円となりまして、前年度対比2億2,800万円余を減額したということで、25.3パーセントの減でございました。その支出の主なものは、建設改良費で3億6,600万円余、約2億1,500万円余を減額。企業債の償還金3億900万円余ということで、これも若干減額になりました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4億9,100万円余の処理につきましては、当年度消費税資本的収支調整額1,100万円余、減債積立金3,000万円余、過年度分損益勘定保留資金3億2,000万円余、当年度分損益勘定保留資金1億2,900万円余で補てんをしまして、収支を合わせたものでございます。

次、4ページを御覧ください。それぞれ今平成19年度議会の議決案件の内容でございますので、よろしくお願いたします。

次、イが報告事項ということで、それぞれこのような報告を申し上げました。

5ページでございますけれど、(5)ですが、その他供給条件の設定、変更に関する事項ということでございまして、長野県企業局松塩用水水道の受水単価引き下げによりまして、平成19年度長野県議会2月定例会において可決されたことに伴い、塩尻市水道料金改定案を塩尻市水道料金等審議会に諮問したところ、平成19年3月26日に、ということで5.1パーセントの水道料金の引き下げをいたしました。お認めをいただいて、これも平成19年12月からこの引き下げを行ってきたということでございます。

次のページを御覧ください。6ページです。その他案件につきましては、先ほど、当初申し上げたとおりでございます。

それから、7から10ページにおきましては、拡張工事、配水管改良工事、諸工事の内容でございますので、また見ていただきたいと思います。

11から16ページは、業務及び会計についてでございます。2、3ページで要点を説明させていただきまして、省略させていただきます。

それでは18ページをお開きください。18、19ページ。これは3条予算に対する収支状況でございます。先ほど、2、3ページの冒頭で要点を説明させていただいたとおりでございます。収入と支出でございます。

次、20、21ページにつきましては、これは4条予算でございます。これも2、3ページでそれぞれ御説明をさせていただきましたので、省略させていただきます。

次、22、23ページを御覧ください。22ページ2番です。平成19年度塩尻市水道事業損益計算書ということで、一番下を御覧ください。当年度純利益1,784万2,521円。先ほど申し上げたとおりでございます。これが当年度末処分利益剰余金ということになりまして、後でまた申し上げますけれども剰余金でございます。

次、23ページ。利益剰余金の部につきましては、1、2の建設改良積立金、積立金の合計が2億7,457万455円でございます。3の未処分利益剰余金につきましては、前年度未処分利益剰余金が7,158万6,024円ということで、減債積立金3,000万円ちょうど、建設改良積立金として4,158万6,024円ということになりまして、一番下です。当年度未処分利益剰余金が1,784万2,521円となりました。

次、24、25ページを御覧ください。資本剰余金につきましては2番の他会計負担金の当年度発生高としましては492万7,350円。これは消火栓の設置等のそれぞれ他会計からの負担金でございます。それから、大きな5番の建設工事負担金当年度発生高といたしましては、7,366万1,593円。これは下水道事業と配水管布設に対する工事金額でございます。次、25ページの7番、他会計補助金でございますけれども、当年度発生高が2,414万5,715円ということで、これは、市関連工事に係る企業債償還金、一般会計からの繰入金でございます。先ほど、前回から申し上げてありますように、これが上水道事業への繰り入れという金額でございます。翌年度繰越資本剰余金は締めて87億4,453万930円でございます。

大きな4番、平成19年度塩尻市水道事業剰余金処分計算書(案)でございます。これは、本会議に議決案件として提案しているものでございます。当年度未処分利益剰余金の処分としましては(1)減債積立金に100万円、建設改良積立金に1,684万2,521円、合わせて1,784万2,521円を積み立てるものとします。よろしく御審議をお願いいたします。

次、26、27ページでございます。平成19年度の塩尻市水道事業貸借対照表でございます。資本の部、一番下を見ていただきますと、それぞれ今の固定資産、流動資産、繰延勘定合わせまして、一番下の資産合計が170億5,335万8,186円でございます。次、27ページの負債の部でございます。負債合計といたしましては4億2,761万5,186円ということで、資本の部につきましては自己資本金、それから今の借入資本金、自己資本金というのはもともと塩尻市の一般会計からのお金、それから借入資本金、これは今の企業債です。企業債を借りたものでございます。合わせまして、資本金合計が75億8,879万9,094円でございます。7番の剰余金につきましては、一番下のところを見てもらったほうがよろしいですね。(2)の利益剰余金といたしまして2億9,241万2,976円であります。ということで、負債資本合計合わせまして170億5,335万8,186円ということで、それぞれ今の資産合計、負債資本合計、それぞれ170億5,335万8,186円で同じでございますので、バランスが取れているということでございます。

次、付属資料を御覧ください。29、30ページでございます。これも先ほど説明しましたので、後でまた見てください。ただ、収益の部といたしまして、ここにそれぞれ目、節までを載せてございます。営業収益、30ページは営業外収益、それから、31ページは、今度は支出です。収益的事業の費用の部の支出、営業費用でございます。32ページはその内容を記してございます。33ページもそれぞれ同じでございます。35ページもそれぞれ同じでございます。

それから、37ページは営業外費用の内容でございます。特に、営業外費用のところだけ少し説明させていただきます。営業外費用で支払利息及び企業債取扱諸費、37ページの一番下です。企業債利息約61億円の借金を今残高、未償還残高があります。その利息が毎年、毎年というか平成19年度は1億9,272万8,638円でございます。ということで、利息も相当取られているということでございます。

あとは38ページの特別損失。ここにありますが、過年度分の不納欠損金566万8,820円。先ほど

からも出ておりますけれど、先ほども申し上げました約1,000万円の未納金があるという形の中で、それを一部欠損にするということでございます。

次、39、40ページでございます。これは4条予算の収入の部でございます。4条予算は、ほとんど借入金で事業をし、工事をしまして資産を残すという事業でございますので、企業債を9,290万円お借りしました。それから、それぞれの負担金。負担金はここにございますけれど、他会計の負担金というのは一般会計からの要するに負担金となっております。これは消火栓515万7,600円でございます。それぞれあと、工事の受託工事をした部分の7,720万8,540円はそういう内容のものでございます。それから補助金。

次、40ページが支出の部ということでございます。ほとんどが資本的事業に係るものでございますので、建設改良費の工事費でございます。配水管の拡張工事、それから、配水管改良工事。41ページを御覧ください。配水管改良工事、それから今の改良費の中の工事請負費と、すべてそういう資本的なもの、固定資産になる事業でございます。

それから42ページの一番下を御覧ください。企業債償還金、先ほどから約280億円の償還が残っておりますということで、すみません61億円です。残っているということで、償還金が3億923万7,744円でございます。43、44ページは今の4条予算で投資したそれぞれの施設の固定資産の償却及び残高です。参考までに44ページの一番右側の欄、年度末償却未済高ということで、ここにありますが、158億3,685万7,180円、これが今まで投資した中の固定資産として勘定の、固定資産勘定の出来る要するに資産でございます。この資産を食いつぶして、今、経営を行っているということで、企業会計に基づいてこの資産を有効に運用させていただきまして、運営をしているという状況でございます。

次、45、46ページが、先ほどから申し上げておりますように企業債、要するに投資的事業をやるためのお金を借りた金額でございます。これが財務省財政と公営企業公庫から借りたお金でございます。46ページの一番下を見てください。借りた事業件数は76件、発行総額は90億円余。現在、償還してきた額が27億円を償還しまして、未償還残高が、先ほどから61億円と私は言っていますが、ここは62億9,936万8,135円がこれから約30年返済ですので、5年据え置き30年元利金等返済ということですので、これから約20年かかるものもありますし、昨年借りたものにつきましては30年ありますので、その間に返済していくという内容でございます。総額はこのようなことになっております。以上です。

委員長 委員より質問がありますか。

永井泰仁委員 32ページの小曾部浄水場関係修繕費ですが、1,100万円余とかなり大きい金額の修繕ですが、どんな内容でしたか。

水道事業部長 補佐に説明をさせます。

浄水係補佐 小曾部浄水場はグリーンリーフという急速ろ過池を使っております。そのグリーンリーフの急速ろ過を運転していくための真空タンク関係でございます。真空タンク関係が昭和55年建設で、それ以後補修をしておりませんが、真空タンク及びその配管、空気の配管であります。それがやはりろ過池でございます。経路途中で腐食が著しく、平成17年度にメーカーの点検を行ってもらったところ、大至急必要だという話でしたが、この平成19年度で補修という内容でございます。

永井泰仁委員 そうすると、グリーンリーフというと、芦ノ田浄水場も同じような方式だと思いますが、こち

らは何ともないですか。

浄水係補佐 芦ノ田浄水場ですが、給水塔の能力アップを平成8年に実施しております。その時に、グリーンリーフ関係と、真空タンク、配管をそれに併せて交換しております。また、2基ろ過池を増設した。そのような経過がございまして、芦ノ田のほうは一部少し腐食があるところもございまして、十分まだ使えるという状況でございます。

委員長 ほかにありますか。意見ありませんか。

ないようですので、議案第10号平成19年度塩尻市水道事業会計決算認定について、原案どおり認めることに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第10号平成19年度塩尻市水道事業会計決算認定については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第11号平成19年度塩尻市下水道事業会計決算認定について

委員長 次に移ります。議案第11号平成19年度塩尻市下水道事業会計決算認定についてを議題といたします。説明を求めます。要点のみ簡潔にお願いいたします。

下水道課長 議案第11号の平成19年度塩尻市下水道事業会計決算認定について、議案関係資料の7ページを御覧いただきますが、議案第11号ということで。

それでは、別冊のほうの水道事業会計のあとの下水道関係の決算について御説明させていただきます。議案関係資料の7ページを御覧いただきまして、収益的収入が22億5,444万3,064円、収益的支出22億8,921万3,848円、資本的収入31億989万5,920円、資本的支出39億7,916万4,703円となりました。財政運営につきましては、収入の確保と経費等の節減、経営の健全化に努めてまいりましたが、過年度分の建設投資に伴います起債償還に多額の支出によりまして、実質収支額は3,477万784円となりました。

事業の主なものにつきましては、塩尻市浄化センターの改築工事、管路整備、雨水渠の整備を実施しました。その結果、公営下水道の普及率は、平成19年度末で99.7パーセントになりました。

それでは、こちら下水道事業会計決算書について御説明させていただきます。浄化センター関係につきましては、浄化センターの所長藤森より御説明させていただきます。はじめに48ページをお開きをお願いします。業務の状況でございますが、本市の下水道全体計画面積1,739.4ヘクタールに対します人口普及率は99.7パーセントとなり、水洗化世帯数は1万9,652世帯となりまして、前年度に比べ353世帯の増加で、水洗化率は93.1パーセント、年間有収水量は645万3,200立方メートルで、前年度に比べ17万749立方メートル、率にして2.5パーセントの減になりました。

建設事業の概況につきましては、5つの処理区の污水管工事延長約5,270メートル、マンホールポンプ3カ所、雨水管渠延長約587メートルを整備させていただきました。

49、50ページの財政状況につきましては、決算書68ページ以降で御説明をさせていただきます。

51ページは議会議決事項、54から58ページにわたりましては、63工区、工事費6億3,385万3,

400円の工事の概況でございます。59から62ページについては業務量、63、64ページにつきましては工事費1,000万円以上、委託については200万円以上の契約を記載しております。

68ページをお願いいたします。収益的収支でございますが、収入総額22億5,444万3,064円、税込でございます。支出総額は22億8,921万3,848円でございます。6,044万4,818円の純損失となっております。この損失額につきましては、当年度未処理欠損金としてそのまま平成20年度へ繰り越すことといたしました。

次に70ページを御覧いただきたいと思っております。資本的収支でございますが、収入総額31億989万5,920円から繰越資金777万3,000円を引いたあと、支出総額39億7,916万4,703円の収支差引総額は8億7,704万1,783円となりましたが、この不足する額につきましては、当年度消費税資本的収支調整額、過年度、当年度分損益勘定留保資金で補てんをさせていただきました。なお、本年度の事業費のうち2億5,305万9,700円につきましては、平成20年度へ繰り越すことといたしました。

損益計算書、貸借対照表について、下水道事業の経営財政状況について御説明させていただきます。72から75ページでございます。72ページを御覧いただきたいと思っております。平成19年度の経営成績でございます。損益計算書でございますが、税引きで記載させていただいております。詳細内容につきましては、79から89ページで御説明させていただきます。収益につきましては、21億7,763万9,949円でございます。下水道使用料、雨水処理負担金等の一般会計からの他会計負担金が主なものでございます。2の営業費用でございますが、これにつきましては14億4,401万9,023円でございます。これにつきましては処理場の3地区での費用3億5,100万円余と減価償却8億3,000万円余が主なものでございます。トータルで営業利益につきましては、7億3,362万926円になっています。3の営業外収益でございますが、これにつきましては下水道緊急整備事業の助成補助金191万円等を入れました金額でございます。4の営業外費用でございますが、過年度より借り入れている負債の支払利息が多く、7億9,614万1,692円が主なものでございます。経常損失につきましては、トータルで当年度純損失ということで6,044万4,818円の損失となっております。

75ページをお願いするものでございますが、塩尻市下水道事業欠損金処理計算書の案でございますが、これにつきましては、前年度未処理欠損金5億2,634万4,839円ですが、資本剰余金の中の他会計負担金の1億2,109万6,149円の取り崩しをお願いするものでございます。これにつきましては、雨水渠関係の他会計負担金の企業会計に移行した後の減価償却分をお願いするものでございまして、これに基づきまして繰越欠損金の軽減を図っていくものでございます。

次でございますが、76、77ページを御覧いただきたいと思っております。下水道事業の貸借対照表でございます。年度末現在の財産の資産状況を負債、資本の区分で表しております。本市は、延長につきまして約350キロの管渠、大小合わせて134か所のポンプ場、3カ所の下水処理場を設けておりまして、建設費に膨大な投資を行ってその施設の管理運営をいたしております。平成19年度の資産合計でございますが、495億6,522万3,339円を有しておりまして、負債額につきましては7億2,745万9,977円、資本につきましては488億3,776万3,362円となっております。まず、固定資産でございますが、有形固定資産、無形固定資産に区分されておりまして、詳細につきましては95、96ページを御参照をお願いしたいと思います。

年度末の償却未済高につきましては、土地、建物、構築物、機械、装置等に区分されておりまして、構築物につきましては399億5,229万1,284円でございます。これにつきましては、污水管の管渠、処理場の沈殿池でございます。その次に多いのが機械及び装置の53億3,738万6,168円でございます。2番目の流動資産でございますが、年度末現在の現金預金と未収金が主でございます。資産の合計は495億6,522万3,339円になっています。負債につきましては、資本費、平準化債、未払金等が主なものでございまして7億2,745万9,977円でございます。

次、資本でございますが、借入資本金につきましては建設改良の財源として借りました起債でございます。平成19年度末の起債残高は、約275億9,040万円余でございます。剰余金といたしまして建設補助の目的で行いました国からの補助金が主な関係で、総額145億6,600万円余でございます。当年度未処理欠損金6,044万4,818円を加えまして、資本の合計は488億3,776万3,362円で、負債資本の合計は495億6,522万3,339円となっております。

79ページからの収益的費用明細書について、それぞれの科目ごとの報告について内容を税込みにて説明させていただきます。まず、収益的収入でございますが、下水道使用料14億190万6,277円でございます。収納率は97.9パーセントでございます。使用料の対前年度比、決算値でございますが4.8パーセントの減でございます。他会計負担金につきましては、地方公営企業操出基準に基づきまして一般会計から御負担をさせていただいたものでございまして、8億3,561万円でございます。国庫補助金につきましては、営業外収益の補助金の国庫補助金につきましては、下水道の緊急整備事業で借りました利子臨時特例債の利子の償還でございます。次ですが、80ページを御覧いただきたいと思います。80ページの営業外収益の雑収益でございますが、これについては指定工事店の登録手数料等でございます。污水枘設置工事負担金等が主な内容でございます。

営業費用について81ページからをお願いいたします。管渠費7,268万3,491円につきましては、管路施設、マンホールポンプ場の適切な維持管理により安定したサービスを提供した経費でございます。節の委託料につきましては、マンホールポンプ場維持管理業務委託料999万6,000円、134カ所の維持管理業務が主なものでございます。清掃業務委託料につきましては、マンホールポンプ場56カ所、南内田地区の管路清掃7,706メートル、管路調査約965メートル、目視調査149カ所等をお願いしたものでございます。修繕工事費はマンホールポンプ14カ所の修理を図りまして機能回復を図ったものでございます。管路につきましては14カ所でございます。工事請負費772万9,240円につきましては、広丘野村地区の管路施設の補修工事をお願いしたものでございます。動力費1,045万1,750円につきましては、マンホールポンプ場の電力使用料が主なものでございます。

浄化センター所長 82ページですが、浄化センター費です。これについては、年間汚水処理水量ですが、666万7,594立方メートルでございます。主なものにつきましては、委託料2億966万4,325円でございます。主なものにつきましては、中段にあります運転管理業務委託料8,715万円。これにつきましては、汚水、汚泥の処理施設の機器の運転と監視業務及び各種機器の点検整備、補修修理等の業務でございます。その下の脱水ケーキ処理委託料1億608万9,405円でございます。これにつきましては、5,157トンの脱水ケーキの処理の委託でございます。4業者に委託しまして、1社は民間の業者でございます。83ページをお

願いたします。修繕費でございますが、5,339万6,000円でございます。その中で施設修繕費5,295万2,970円でございますが、これについてはブロー設備の改造工事等の8件の金額ということでございます。それと、消臭小破の修理が21件の修理でございます。動力費ですが、浄化センターの施設電気料になります。4,667万1,406円。年間の消費電力が373万8,336キロワットでございます。その下の薬品費3,638万8,168円。これにつきましては、凝集剤とか苛性ソーダ等の薬品費でございます。以上です。

下水道課長 次の目の小野水処理場費でございますが、委託料1,732万13円につきましては、管路施設、処理施設の維持管理を辰野町に委託したものでございます。運営費が50対50の、維持管理費が40と60でございます。

浄化センター所長 檜川処理場でございますが、年間処理水量が18万9,800立方メートルということでございます。その中の委託料1,270万1,115円、このうち、3番目にあります汚泥運搬委託料は752万6,925円、1,593トンの運搬費でございます。その下の運転管理業務委託料504万円。これにつきましては、保守点検、水質試験等の環境整備等の費用ということでございます。84ページをお願いいたします。修繕費ですが、285万円。その中で施設修繕費211万1,550円。これについては、汚泥の貯留槽の攪拌機修繕ほか4件の修繕でございます。その下の動力費206万237円。これについては、施設の電気料ということで、年間12万6,761キロワットということになります。1つ飛ばして、負担金694万6,000円。これについては、木曾広域のほうへ汚泥を処理する料金ということでございます。上松町の汚泥集約センターのほうへ持って行って処理しているということでございます。以上です。

下水道課長 引き続き、目の水質規制費の関係でございます。817万9,403円につきましては、特定事業所の9カ所の水質検査が主なものでございます。次の普及促進費でございますが、中の補助金及び交付金でございます。これにつきましては、排水設備の改造資金の利子補給金につきまして、融資件数が165件分と私設ポンプ設置補助金が2件、修繕が2件分でございます。次にページをめくっていただきまして、85ページを御覧いただきたいと思っております。業務費7,146万5,616円につきましては、人件費、下水道使用料徴収等の事務手数料でございますが、上水道課へ委託したものが主な内容でございます。86ページを御覧いただきたいと思っておりますが、総係費5,987万7,093円につきましては、経常経費が主なものでございます。

88ページをお願いします。88ページの関係の減価償却費でございますが、これにつきましては8億2,834万5,016円につきましては取得価格より経過年数に相当する減価償却認定を控除して出したものでございます。その次の支払利息及び企業債取扱諸費の7億9,614万1,692円につきましては、過年度に借入れた起債の利息でございますが、明細につきましては98から108ページをお願いするものでございます。次ですが、消費税につきましては、仮受消費税と工事費等で支払いしている仮払消費税との差額について納付したものでございます。89ページをお願いいたします。繰延勘定償却につきましては、上下水道料金システムの開発償却をしたものでございます。特別損失の不納欠損は平成14年度分の不納額でございますが、これにつきまして欠損処理をさせていただいたものでございまして、対象者は260件でございますが、倒産が2件、転出及び住所不定が258件でございます。

次ですが、90ページをお願いするものであります。90ページにつきましては、資本金収入支出明細書につ

いて御説明させていただきます。まず、企業債でございますが、21億9,680万円につきましては、建設改良事業に充当したものでございまして、その対象事業分につきましてはそれぞれ10分の4.0から10分の4.5でございます。単独事業費につきましては10分の9.5の充当率でございますし、補償金免除繰上償還公営企業借換債につきましては、民間の金融機関から借りまして公的補償金免除を高金利の企業債を繰上償還いたしまして、利子の軽減に努めたものでございます。資本費平準化債につきましては、後年度の皆さんとの負担を、世代間の負担の公平化を図る観点から資本費の負担の一部を後年度に繰り延べるために借り入れたものでございます。次、負担金でございますが、他会計負担金につきましては、一般会計から地方公営企業操出基準に基づきましていただいたものでございます。建設工事負担金の822万7,700円につきましては、上水道同時埋設に伴います負担金で、上水道課からのものが主なものでございます。受益者負担金7,607万5,220円につきましては、事業に要する経費に充てるためこの事業により利益を得られたものから徴収したものでございます。次の補助金の国庫補助金でございますが、6億2,299万7,000円につきましては、建設改良費の資金でございます。補助率10分の5.5から10分の5でございますし、特別地方債償還補助金といたしまして平成16年度に借り入れた5年計画の補助金も入っております。

91ページを御覧いただきたいと思いますが、建設改良費の公共下水道事業管渠施設費の2億9,825万1,167円につきましては、工事請負費2億8,968万8,000円でございます。汚水管につきましては上沢地区の舗装復旧工事、雨水管については奈良井川右岸と3-1号。奈良井川右岸につきましては一部を平成20年度に繰越しをさせていただきました。

92ページを御覧いただきたいと思いますが、市単公共下水道事業管渠施設費につきましては3億9,390万642円でございますが、委託料1,270万1,600円につきましては実施設計8カ所分でございますし、工事請負費3億1,073万6,550円につきましては、吉田乙地区のA地点、第一工区が18工区、共同復旧工事2工区、雨水渠工事4工区等が主な内容でございますし、補償費につきましての5,060万2,011円につきましては上水道管の移転補償が主なものでございます。処理場建設費の委託料5億6,640万円につきましては、日本下水道事業団へ委託したものでございます。櫛川処理場建設費の委託料1億500万円につきましては、櫛川浄化センターの1系列分の増設工事でございます。

93ページを御覧いただきたいと思いますが、特定環境保全公共下水道事業管渠施設費の関係ですが、工事請負費1,217万1,000円につきましては片丘北汚水路幹線ほか、9路線の工事が主な内容でございます。負担金862万7,000円につきましては、県道床尾大門線の道路復旧負担金が主な内容でございます。次の市単特定環境保全の公共下水道事業管渠施設費の関係ですが、工事請負費2,125万7,850円につきましては、宗賀吉田汚水支線、片丘1号汚水支線工事が主な内容でございます。次の固定資産購入費につきましては、吉田モンペールマンホールポンプ場の発電工事に伴います用地費でございます。

次、95ページを御覧いただきたいと思いますが、企業債償還金25億5,048万9,261円でございますが、このうち11億8,288万7,761円については過年度に借り入れた企業債の元金分の償還です。また、12億9,983万6,362円につきましては、公的補償金免除に伴います高金利7パーセント分の繰上償還分ということでございまして、単年度の節減額は3,850万3,000円でございます。公債費の利子負担軽減に努めてまいりました。資本費平準化債償還金につきましては、6,950万4,823円の元金償還です。

以上で下水道会計の決算説明を終わらせていただきます。よろしく御審査をお願いするものであります。

委員長 委員より質問ありますか。

中村努委員 91ページの工事請負費の雨水幹線の工事費ですけれど、郷原のものは平成20年に繰り越したのですが、工事自体は終わっていますか。

下水道課長 平成19年度へ繰越させていただいた工事につきましては終わりましたが、また引き続き、駅の前のところをこの秋からやらさせていただこうと思っています。歯科大の坂のところでございます。引き続きお願いしたいと思っております。

中村努委員 では、現在出来ているところは、まだ共用は開始になっていないのですか。

下水道課長 今出来ているところにつきましては、供用開始をさせていただいています。これは、大門のほうから途中が抜けておりますものですから、その間を接続しますと広丘西幹線のところまではつながります。

中村努委員 ここは追加とかいろいろあって、工事費がいろいろ変わってきたのですが、現在供用開始しているところまでで事業費はいくらなのか。そのうち、国庫補助がどのくらいなのか、わかりますか。

下水道課長 奈良井川工区の関係ですか。調べさせていただくお時間をいただいて、すぐ御答弁させていただきます。即答できなくて申し訳ありません。

委員長 後で良いですね。今わかりますか。

下水道課長 今、大至急調べますので。

委員長 はい。では、ほかに意見ありますか。

小野光明委員 まず、資金不足比率の関係で、今回の剰余金が出たということで、そういう比率は出ないと思うのですが、計算する上で計画赤字というものがある、いわゆる解消可能不足額、資金不足額というものがあると思うのですが、計画赤字というようなものは、下水道でいうとどういうものを言うのか、教えていただければと思うのですが。

下水道課長 公営企業が、今回の財政健全化法で、公営企業会計で言う健全化判断比率につきましては、資金不足比率でございます。これにつきましては、私どもそういう調査はしておりません。それで、今、御案内の解消可能資金不足額につきましては、私たちの公営企業につきましては、元金と、本来元利償還金となりますと、元金分と利息分とあるわけでございますが、公営企業の場合につきましては、減価償却費分と利息額というような形でわかれています。御案内のとおり、元金は負債につきましては30年償還でございます。減価償却につきましては、普通平均で44年と言われております。44年でペイするのと、30年でペイするのではおのずから14年間の差がございます。その差については、赤字になった場合は、資金不足額として解消可能額として算定できるという項目がございます。その14年分につきましては減価償却分相当額につきましては、解消可能というようなことで、資金不足が生じた場合はそこから引くようになっております。私どもにつきましては、今のところ資金不足比率は出ないというように考えております。計画赤字ということではなくて、解消可能資金不足額です。

小野光明委員 だから、イコールと言ったので。というふうに説明には書いてあったのですが、今の説明ですと、いわゆる減価償却分だけが計画赤字と言われるものに相当するということで良いですか。

下水道課長 解消可能資金不足額につきましては4項目がございます。その中で一番大きいものにつかま

ては、私が今話しました元利償還分と減価償却分の差額というものがございまして、それについては解消可能資金不足額と可能額ということで計上させていただきます。それは赤字が出た場合でございます。あくまでも赤字が出た場合ということです。資金不足が出ていませんので。

小野光明委員 出ていないのですけれど、計画赤字という言い方をするのでよくわからないなと思ったものから。

下水道課長 議員さんがおっしゃっている計画赤字というのは、どういう意味なのかちょっと、私も勉強不足でまことに恐縮なのですが。連結した場合、実質赤字比率は、連結の場合についても今回の一般会計のほうでも、議案説明の資料のほうにうたっておりますけれど、私どものほうにつきましては解消可能資金不足額というものは、あくまでも減価償却と元金分との差額については、そういう部分については赤字が出た場合は、それについては引いてよろしいですよ、ということでございます。

小野光明委員 その不足分が、計画赤字と解消可能資金不足額はイコールというような紹介があったもので、そうすると、減価償却分だけがそれに対処するということが良いのですか。

下水道課長 はい、そうでございます。

小野光明委員 ほかの件ですけれど、地域再生事業で汚水処理整備交付金を使って公共下水道、浄化槽の整備をしているということでよろしいのですか。

下水道課長 そうでございます。

小野光明委員 そうすると、公共下水道については、平成17年度から3カ年で事業をやっているのですけれど、汚水処理整備交付金の事業に相当するのは、決算書で言うとどの部分になるのですか。

下水道課長 公共下水道事業で、管渠施設の関係で道路復旧工事等を行いまして、それについては汚水処理整備交付金でやらせていただいています。決算書でいきますと、91ページの関係でございますが、この公共工事の中で管渠工事費の中の5,567万円と、それと後、関係につきまして掲載をさせていただきますと、それらの施設は1,400万円を計上させていただいております。

小野光明委員 3カ年で単独事業費ですと、費用が7,400万円かかっているということでよろしいのですか。

下水道課長 今、手元に汚水処理設備交付金工事を出してあるものはないのですけれど、あくまでもこれにつきましては、合併浄化槽につきまして、その一環を担っておりますので、合併浄化槽の関係と、今回の下水道事業会計についての汚水処理整備交付金につきましては、今私が言ったような関係でやっております、3点につきましては、塩尻市の交付金の修正した額というものがございまして、きょうは手元になくてまことに申し訳ないですが、大至急調べてまたお返事させていただきます。

小野光明委員 1つの目標として今の汚水処理施設の整備促進ということがあげられていますけれど、もう1つに観光交流の人口の増加ということで、92万人から101万人に増加することを目標としているのですけれど、こちらのほうは平成21年度の計画期間とあるのですが、これは可能なのですか。

下水道課長 先ほど、汚水処理施設整備の交付金を市にお任せしたと申し上げました。これにつきましては、御案内のとおり平成17年度から自立と創造の田園都市づくりに基づきまして、3カ年の交付金を受けるためにやらせていただいたわけでございます。これにつきましては、3カ年の総事業費といたしまして御案内のとおり

り、3億6,000万円ということで、私ども推進させていただいております、これにつきまして、平成19年度の実績としましては、道路復旧及び道路復旧負担金ということでやらさせていただいておりますし、工事費等の件数等、公費負担工事ということで負担金ということでやらさせていただきまして、事業費といたしまして、先ほど1,100万円と申し上げましたが、まことに申し訳ありませんでした。1,720万円の間違いでございまして、1,720万円を計上させていただいたものでございまして、これにつきまして、集合処理以外につきましては合併浄化槽との関係がございまして、この合併浄化槽についても5人槽ランク、7人槽ランクということで提案がございまして、これに基づいて、私どもは水洗化の整備を図っております、今現在99.7パーセントというところで、上がってきているところでございます。

小野光明委員 排水事業の中で汚水処理を進めることで、観光地としての魅力向上ということで、観光交流人口の増加というようなことも目標にしているのですけれど、こちらのほうも順調に推移しているということによるのでしょうか。

下水道課長 言葉が足りなくてまことに恐縮でございしますが、私ども下水道事業につきまして、適正な維持管理、また整備率を図りまして、市民から信頼を得るために頑張っております、これが観光客の誘致、魅力向上につながるというふうを考えております、そういうつもりで下水道管の維持管理をしているところでございます。詳細につきましては、これにつきましては、私はとやかく言う当事者のサイドではございませんので、これについては皆さんの御意見を。これについては、塩尻市の3カ年の実施計画を真摯に受け止めてやっております、観光産業の発展、観光地の魅力向上を図るために河川の水質保全を図り、公共下水道と浄化槽の一体整備に努めているところでございますので、よろしく御理解をお願いしたいと思います。

森川雄三委員 上水道もそうですけれど、いわゆる企業債の関係ですが、平成1けたの借金は利息が高いのですね、確かに。最近のものは2パーセントとか、2パーセントを割るようなものもあるのですけれど、特に市中銀行なら安い。当然、事業によって市中で借りられないというか、いわゆる公営企業局から借りなければならないという場面もあると思うのですけれど、この高いものの借り換えというようなことは出来るのか、出来ないのか。

下水道課長 これにつきましては、平成19年度に公的補償金免除ということがございまして、これにつきましては平成4年5月31日までに借入れさせていただいた5パーセント以上の整備資金について公的補償金免除をやるということでございまして、これは財務省といいますか、国でございまして、今度は国が、それ以外のものにつきまして平成4年5月1日以降に借入れた、発行した金額につきまして、そういう補償要綱が出るかどうかということは、私、今の立場では言えませんけれど、あくまでもこの公的補償金免除をして、繰上償還に伴います補償金免除をいただかないと、私どもが民間資金から借りて負債を返還、繰上しましてもあまりメリットがないものですから、ぜひ県、国等で古いもので高金利のものも、御案内のとおり5パーセント未満のものも結構あるものですから、これについて国の要綱を注視していこうというような状態であります。

永井泰仁委員 石井部長にお伺いしたいのですが、公共下水道は今第6期の区域でやっていますが、特に野村のところの東幹線から原新田野村通線の、私のほうに来る、あの周辺のところが最近になって農家住宅が新宅で出来たりして、せっかく区域になっていてもあの辺は管が何もないので、いわゆる浄化槽の対応になってしまっているのですが、最近そういうことで、今度道路の幅員も広くなったし、良い環境になって、まだまだあの辺は

農家住宅で調整区域ですから出てくるのが予想できますが、あの辺の管路の整備というのは何年ごろになりませんか。

水道事業部長 都市計画区域内の皆さんにおいても、大変ご迷惑をかけているところが数箇所あります。国道19号の沿線、今、永井議員さんの言った、あれは本当の境目ですけれど、エプソンの駐車場のある部分ですけれど。ということで、当初の第6次の計画、5期ですか、5期計画がここで、平成19年度で完了いたしました。平成21年度に申請をいたしますので、平成22年度にはその部分を計画範囲に入れていきたいという考えをもちっておりますので、そんな形の中で皆さんに環境の良い安定した生活環境を提案、提供していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

永井泰仁委員 ぜひ忘れないように。

森川雄三委員 先に先ほどの件を。いわゆる無理だというのはどういうことですか。

水道事業部長 私から。今の場合ですと、だいたい市中銀行の利率が1.7なのです。ですので、7パーセントとか6パーセント、5パーセントは返す。もちろん、4パーセント、3パーセントのものまで、森川議員さんはそれまで市中銀行から借りて、返してしまっただけということだと思っております。しかし、今の財務省と公庫から借りたお金はひも付きでございますので、25年間、5年据え置き、25年間、5年据え置き、23年間と分かれています。28年間と30年間に分かれています、2つは。それを向こうも利子を取りましてそれなりの高いお金を貸したのですから、それなりの利子を取っていかねばいけないところを、今返されてしまうと、利子を取れないではないですか、あと20年間の。ですので、それではいけないということで、仕方ないので、あと2年から7年で返済が切れるという、どうでも良いというものだけ拾って繰上償還良いですよ、財務省が認めたものが今回の7パーセントと、一番高い時期ですね、平成5年ぐらいの、で、今の6パーセントと5パーセント、それは2年から7年残っているのです。それは余り関係ないから、ではそれだけは認めようと言って認めたものがこれです。後のものはというと、ものすごい利子を、利子分はそこに添加して返さなければいけませんので、それなら今のまま返していったほうが良いと、相手も認めないということでございますので、よろしいですか、そういうことで。

下水道課長 先ほど中村議員さんから奈良井川工区の今までの投資額につきまして御質問がありまして、御答弁できなくてまことに申し訳ありませんでした。平成13年度より工事を始めさせていただきまして、今現在投資額が11億3,300万円余でございます。ほぼ、この路線につきましては総事業費で20億円3,000万円ばかり予定しておりますので、今のところ進捗率といたしましては60パーセントくらいというような状態でございます。

中村努委員 その11億のうち、国庫補助はいくらですか。

下水道課長 5億6,600万円余でございます。

中村努委員 ここについては、設計変更が一度、大きな変更があって、それに対する補助がつくつかないかというようなことがあったように聞いていますけれど、まったく問題ないということでよろしいわけですか。

下水道課長 奈良井川5号のことにつきましては、私どもこの12月に、私どもが工事をやらさせていただいた工区の会計検査というものが予定されております。私どもとしては自信をもって受検するわけでございますが、それについて会計検査院の、都市計画の会計検査が12月上旬に予定されておりますので、その時にまた御答弁

させていただきたいと思っておりますけれども、私どもとしては自信をもって受検させていただきたいと思っております。

中村努委員 自信を持っていることは良いのですが、可能性としてその補助金を返さなければいけないとか、あるいは設計変更してまた追加工事しなければいけないとか、そういう可能性はあるわけですか。

下水道課長 可能性といいますが、それについて、御答弁することは差し控えさせていただきたいと思っておりますけれども、ごく一般的に考えますと、ああいう工事につきましては、雨の関係につきましては、1秒間の流速というものが決まっております、80センチから3メートルとか。そういう適用する決まりがございます、その関係についていろいろ御論議がありますけれども、それを抑制するために、一応減水工ということで管末に減水工を設けさせていただいて、そこで抑制されるのではないかとということになりますと、私どももまた相談させていただきたいと思っておりますけれども、今のところについては、その減水工で乗り切っていきたいと、そのように考えております。後については憶測でございますので、御答弁は控えさせていただきます。

太田茂実委員 浄水場あたりの汚水処理というのは、提携というか連携というか、そういうことは出来るわけですか。

下水道課長 これにつきましては、認可区域の見直し等がございます、認可の関係につきましては、もしそのようなことがございましたら、松本市さんとはいろんな御論議をさせていただきたいということは考えております。今のところ、私どもとしては塩尻市単独での処理場を持っていますので、それについて、後のことについては松本市等と相談させていただきます。

太田茂実委員 いやいや、その処理能力は良いけれど、要するに、明らかに松本へつなぎこんだほうが管路の延長から言って、良いわけですよ。そういうことが簡単に出来るかどうかということを知っているのです。

下水道課長 それにつきましては、国と県との認可等がございますので、それと交えて、松本市さんの意向も交えて。

太田茂実委員 許可をもらうのですか。

下水道課長 そうです。

太田茂実委員 これは直接業務とは関係ないですけど、浄化センターのテニスコートは誰が管理して、誰の許可を得て使用するのか、その辺を。

下水道課長 浄化センターにつきましては、管理につきましては、私どもとして今やっていますけれども、それから、テニスクラブがございまして、そちらのほうにいろいろお願いしてやっていますけれども、一応窓口は支所のほうで受けていただいてやっております。

太田茂実委員 それをどういう形で周知しているわけですか、周知徹底を。使いたい人の。

下水道課長 周知徹底につきましては、区の関係につきましては、区のほうへお願いしているということがございますので。周知徹底といいますが、そういうことでずっと長くやっておりましたものですから。

太田茂実委員 区長などは全然知らないと言って、こちらのほうへ聞きに来る。うちのほうもわからないけれども、そのうちに3面あったのが2面になってみたり。その管理する道具がそこにあたりしているわけです。だから、誰かが管理をして、誰かの許可を得て使う。それを徹底しておかないと、テニス人口というのはそうはな

いかかもしれないけれど、やはりトラブル可能性があるのですね。もとは長者原にフェンスが張ってあった。そこをもう閉鎖というか、テニスコートを止めたものだから、今度は浄化センターになる。それと、公園のことは直接関係ないのかもしれないけれど、北部公園にテニスコートが出来てくる。この辺のところを、現実、愛好者に返して周知徹底するような状態を、特に浄化センターの場合には少し欲しいと思いますので、その点お願いします。

下水道課長 周知徹底に務めさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

委員長 それでは、議案11号平成19年度塩尻市下水道事業会計決算認定については、原案のとおり認めることに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第11号平成19年度塩尻市下水道事業会計決算認定については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。10分間休憩いたします。

午後 2時19分 休憩

午後 2時27分 再開

議案第12号平成19年度塩尻市農業集落排水事業会計決算認定について

委員長 おそろいですね。では、次にいきます。議案第12号平成19年度塩尻市農業集落排水事業会計決算認定についてを議題といたします。説明は要点のみ簡潔にお願いいたします。

下水道課長 それでは、平成19年度塩尻市農業集落排水事業会計決算認定について御説明させていただきます。別冊の決算書の109ページをお願いいたします。業務の概要でございますが、面整備がついに100パーセントとなりまして、水洗化世帯数は1,889世帯ということでございまして、前年度に比べ85世帯の増加ということで、年間有収水量は約51万5,500立方メートルでございまして、前年度に比べ8,319立方メートル、率にして1.5パーセントの減少でございます。

建設事業の概況でございますが、これにつきましては、岩垂浄化センターの機能強化工事をさせていただきました。財政状況等につきましては、120ページで説明させていただきますし、111ページには議会議決事項が、114ページには工事の概況でございまして、115、116ページにつきましては業務量、117ページは工事費の1,000万円以上、委託については200万円以上を記載させていただいておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、決算書の関係について120ページをお願いしたいと思います。平成19年度塩尻市農業集落排水事業決算報告書の収益的収入及び支出でございますが、収入総額につきましては3億2,544万5,840円でございます。支出総額は3億4,925万1,149円でございます。2,300万6,943円の純損失となっております。この損失額を当年度未処理欠損金として、そのまま平成20年度に繰り越すこととさせていただきます。

ページをめくっていただきまして、122、123ページを御覧いただきたいと思います。資金的収入及び支出でございますが、収入総額が1億2,308万1,000円でございます。支出総額が2億2,893万1,

709円でございます。収支差引不足額は1億585万709円となりましたが、この不足額につきましては、当年度消費税資本的収支調整額、過年度、当年度分損益勘定留保資金で補てんさせていただきました。

それでは、124ページを御覧いただきたいと思っております。平成19年度の経営を数値で表します損益計算書でございますが、損益計算書につきましては税抜きで記載をさせていただいております。まず、営業収益の関係でございますが、これにつきましては、農業集落排水施設使用料、一般会計からの負担金等が計上されておりまして、それぞれ、使用料が9,900万円余、他会計負担金が5,800万円余でございます、トータル1億5,800万7,590円の計上でございます。

2の営業費用でございますが、管渠費、浄化センター費、処理場費等を計上しておりまして、処理場費が平成19年度では9地区で6,100万円余でございます。減価償却費が平成19年度で1億3,900万円余になっておりまして、計2億4,657万6,208円でございます、営業損失につきましては8,856万8,618円になっております。

3の営業外収益でございますが、一般会計からの補助金といたしまして他会計補助金2億円ほどございますが、1億6,093万4,000円が主なものでございまして、4の営業外費用でございますが、これにつきましては、(1)の支払利息及び企業債取扱諸費ということで、9,353万8,153円でございます、経常損失は2,300万6,943円でございます、それぞれ、当年度準損失がそこにあるとおりでございます。

次に、128、129ページでございますが、下水事業その他農業集落排水事業の財政状態を表します貸借対照表でございます。貸借対照表につきましては、年度末現在の財産状況を資産と負債と資本とにつきまして、本市は延長にしまして約72.6キロメートルの管路、大小合わせまして60カ所のポンプ上、9カ所の下水処理場などを設けておりまして、建設費に膨大な投資を行いまして、その施設の管理運営をいたしております。平成19年度の資産合計でございますが、94億2,557万2,808円を擁しておりまして、負債額は2,078万4,759円でございます、資本が94億478万8,049円になっておりまして、固定資産でございますが、有形、無形固定資産等に区分されておりまして、詳細は138、139ページを御参照いただきたいと思っております。次ですが、構築物につきましては76億3,387万9,936円でございます、汚水管の管渠、処理場、沈殿池等がございまして、その次に大きいのは機械及び装置の11億9,677万8,488円でございます、ポンプや機械等の設備でございます。

2番目の流動資産でございますが、年度末現在の現金預金と未収金の額でございます。トータル、計で資産の計が94億2,557万2,808円でございます。

負債のほうでございますが、返済期間によりまして固定負債と流動負債に区分されておりまして、計2,078万4,759円でございます。

資本につきましては、平成19年度末の負債残高約41億6,600万円余でございます、剰余金といたしまして約35億9,100万円余でございます、欠損金といたしまして、当年度未処理欠損金2,300万6,943円を加えまして、資本の計94億478万8,049円でございます。負債資本の計は94億2,557万2,808円になります。

次に、131ページにつきましては、それぞれ今、損益で説明させていただきました使用料、その他、他会計補助金等を書いてございますので、省略させていただきますし、132ページの支出につきましては、それぞれ

管渠費、浄化センター費等につきましては、それぞれの委託料につきまして、運転管理等をさせていただいたものが主な内容でございます。

次、133、134ページにつきましても、133ページの普及促進費につきましては、排水設備の改造資金の利子補給金等の補助でありますし、134ページを見ていただきまして、減価償却費のうち、有形固定資産の減価償却につきましては1億3,972万1,971円でございます。

次ですが、135ページを御覧いただきたいと思いますが、これにつきましては、営業外費用で、支払利息等でございます。利息は9,353万8,153円で、過年度に借り入れました負債の利息分になります。

次ですが、136ページ、資本的収支について御説明させていただきますが、それぞれ、企業債につきましては建設改良事業に投下しました、岩垂地区の機能強化工事などの内容でございますし、他会計負担金につきましては、地方公営企業操出基準に基づきます一般会計からの御負担をいただいたものでございます。それぞれ、受益者負担金、補助金につきましても、それぞれ事業に充当するために、受益者、県から補助金をいただいたものでございます。

137ページをお願いしたいと思いますが、137ページにつきましては、市単の関係につきましては、工事請負費は汚水枘の設置工が7カ所、工事請負費で184万8,000円でございますし、農業集落排水処理場建設費につきましては、委託料165万9,000円につきまして実施設計2件、工事請負費6,472万2,000円につきましては、岩垂浄化センターの機能強化が主なものでございます。その次の企業債償還金の1億6,035万544円につきましては、過年度に借り入れました元金分の償還でございます。以上でございますので、よろしく御審査をお願いするものであります。

委員長 委員より質問ありますか。

なければ、議案第12号平成19年度塩尻市農業集落排水事業会計決算認定について、原案のとおり認めるに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第22号 平成20年度塩尻市一般会計補正予算(第2号)中 歳出4款衛生費中1項保健衛生費 6目環境保全費、5款労働費、6款農林水産費、7款商工費、11款災害復旧費

委員長 次に、議案第22号に移ります。平成20年度塩尻市一般会計補正予算(第2号)中保健費、環境保全費を議題といたします。水道事業部関係の審査を行います。説明を求めます。

下水道課長 議案第22号の平成20年度の塩尻市一般会計補正予算のうち、20ページをお開きいただきたいと思いますが、よろしいですか。衛生費の中の19の負担金補助及び交付金の関係で、185万8,000円の補助金の補正をお願いするものでございまして、合併浄化槽の設置事業補助金ということでございまして、これにつきまして、5人槽が1基、7人槽が5基ということで6基分の補助金ということで、トータルで185万8,000円の補助金の変更をお願いするものであります。以上です。

委員長 質疑を行います。質疑ありませんか。

なければ、水道事業部の議案第22号については終了してよろしいですね。

議案第22号については、経済、建設、水道各部門すべての審査を終了いたします。議案第22号平成20年度塩尻市一般会計補正予算について、原案のとおり認めることに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第22号平成20年度塩尻市一般会計補正予算について、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第26号平成20年度塩尻市水道事業会計補正予算（第1号）

委員長 次に進みます。議案第26号平成20年度塩尻市水道事業会計補正予算（第1号）について、議題といたします。説明を求めます。

水道事業部長 それでは、議案第26号をお開きください。総則としてありますけれど、理由でございます。国より新たに3物質の調査が示されたということで、アスベストですけれど。調査が示されたことによります調査を実施するものでございます。これは、国の補助金がありまして、調査費の3分の1の補助金がいただける予定の予算計上でございます。収入が、営業外収益といたしまして17万5,000円を計上しました。支出は、5カ所を調査する、5カ所の費用といたしまして52万5,000円。ほかに営業外費用、これは今の消費税の件でございます。事業費が多くなると、消費税を仮払いで払っておりますので、その消費税支出を減額する、1万7,000円を減額するというので、トータル50万8,000円の補正増ということになります。

次に、8、9ページを御覧ください。これが今の収入、支出の内訳でございます。事業名は3条予算、収益的収入及び支出の収入の部でございます。水道事業収益、補助金といたしまして、ここにあります他会計から17万5,000円。これは、国から一括で市の担当課に入りまして、担当課から水道事業会計へ繰り入れされると、そういう内容でございます。その次の9ページでございますけれど、収益的収入及び支出の支出でございます。これは、今の原水及び浄水費の中で調査を委託したいということで、5カ所52万5,000円、アスベストの含有分析調査を委託いたします。先ほど申し上げましたように、消費税がそれに伴いまして1万7,000円減となるということでございます。この調査は、あくまでも今の浄水場の5カ所に含まれているか、含まれていないかを調査していただき、もし含まれているならば、その撤去費用を平成21年度の新年度予算に計上するというので統一されておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

委員長 委員より質問ありますか。

なければ、議案第26号平成20年度塩尻市水道事業会計補正予算（第1号）について、原案のとおり認めることに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第26号は、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第27号平成20年度塩尻市下水道事業会計補正予算（第1号）

委員長 次に進みます。議案第27号平成20年度塩尻市下水道事業会計補正予算（第1号）について、議題といたします。説明を求めます。

下水道課長 よろしく願いいたします。平成20年度の下水道事業会計の補正予算の第1号でございますが、

別冊の議案第27号の資料に基づいて御説明させていただきます。まず、3ページをお願いいたします。3ページの営業外費用の関係につきまして、消費税等につきましては、3の特別損失の過年度損益修正損ということで、178万4,000円ということでございます。これにつきましては、塩尻市浄化センターの機械増設工事に伴いまして、機械及び電気配線等の売却によります収入が出たものでございますから、補助金を返還するためにということで、それについて補正をするということで、これにつきましては、機械金属量が6万330キロということでございまして、返還金額につきましては178万4,000円、これにつきましては欠損金ということでやらさせていただきます。消費税につきましては、それに伴いまして8万5,000円です。ということが、主な内容でございます。以上でございます。

委員長 はい。委員から質問ありますか。

ありませんか。では、議案第27号平成20年度塩尻市下水道事業会計補正予算(第1号)は、原案のとおり認めることに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第27号は、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第28号平成20年度塩尻市農業集落排水事業会計補正予算(第1号)

委員長 次に進みます。議案第28号平成20年度塩尻市農業集落排水事業会計補正予算(第1号)について、議題といたします。説明を求めます。

下水道課長 よろしく申し上げます。議案第28号平成20年度塩尻市農業集落排水事業会計補正予算(第1号)でございますが、3ページをお願いするものであります。支出の関係でございますが、これにつきまして、営業外費用ということで、消費税31万5,000円と雑支出31万5,000円ということでございます。これにつきましては、今回、4条の関係の資本的収入及び支出の関係につきまして、支出の関係から御説明させていただきますが、建設改良費ということで補正665万円をお願いするものでございます。これにつきましては、芦ノ田、贛川地区の污水管の新設工事が、新規加入の申請がございまして、これに基づきまして工事をさせていただきたいということに伴いまして、工事費につきましては665万円ございまして、受益者分担金につきましては、3件分ということで122万円余の計上でございます。これに基づきます消費税等の計算がございまして、31万5,000円の減額ということでございますので、よろしく申し上げます。私からは以上です。

委員長 はい、委員より質問ありますか。

ありませんか。では、議案第28号平成20年度塩尻市農業集落排水事業会計補正予算(第1号)について、原案のとおり認めるに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、議案第28号は、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

請願9月第2号 「協同出資・協同経営で働く協同組合法」(仮称)の速やかなる制定を 求める意見書採択を求める請願

委員長 それでは請願に移ります。請願9月第2号「協同出資・協同経営で働く協同組合法」(仮称)の速や

かなる制定を求める意見書採択を求める請願について、審査を行います。

今回、紹介議員にお出でいただいておりますので、説明をお願いいたします。

紹介議員（古畑秀夫議員） 既に本会議の場で御説明いたしましたけれど、いずれにしても、自分たちで出資をして、自分たちで経営をして、そして自分たちで働くという、今まであまりない例だということで、法的にも整備がされていないということがございますので、法的に整備をして、社会的にも理解されるようにしてほしいというのが、提案の趣旨でございます。欧米では既に、D7の7カ国などはすべてこういう制度はできておりますし、日本でも、国会の場で超党派の議員連盟が立ち上がりまして、法整備の検討が始まっております。また、今年の6月の長野県議会の中で、全会一致で採択をされているという内容のものでございますので、よろしく御審議をいただき、御賛同を賜りたいと思います。よろしく申し上げます。

委員長 はい、ありがとうございました。それでは、委員より質問、御意見ありますか。

永井泰仁委員 今、提案者からも説明があったとおり、この組合の取り組みにつきましては、超党派ということで自民党から共産党まで参加をし、その委員会の長が公明党の坂口力議員でありますし、塩尻市内にも東座の2階のところと言いますか、横の2階でありますけれど、事務所を持っている。この組合の趣旨は、自らも出資者となったり、自らも仕事をするというようなことで、画期的な1つの組合の運営ということで、県議会も満場一致のような形で承認されているということで、私は、これは賛成しても良いと、このように考えます。

委員長 ほかに意見ありますか。

太田茂実委員 勉強不足でいけないが、理念としては私は賛成ですが、しかし団体ということになればやはり秘密であるとか、あるいは本質であるとか、そういうことをしないと。ただボランティアでやるのではなくて、生活のために働くということだと思いますけれど、まとめ役はやはり良いとおもうのですが、報酬そのものはどうなるのでしょうかね。働く人と取締る人との差はないのかな。

委員長 紹介議員、わかりますか。

紹介議員 先ほど説明しましたように、自分たちでお金を出し合って、自分たちで経営をしているということでもあります。特に公的な部分の仕事、福祉関係をはじめ公的な部分なり、地域に役立つ仕事を中心にということで取り組んでまいりますので。経営も自分たちでやるということですので、わけ分が、親方がどのくらいでとか、そういう細かいことはわかりませんが、いずれにしても、あまりもうけを中心にやっていないもので、性格的にもともと協同組合ということで、普通の企業みたいにもうけを中心にやっているということではないものですから、そんなに大きなもうけもないようですので、たくさんもうけてというような状況ではないようですし、たまたま私も聞いてみたら、時給800円前後で、いわゆる60歳で会社をリタイアした人たちだとか、今の競争社会の中でなかなか仕事が出来ない人たちで、いわゆるゆったりしたというか、そういうような人たち。それから、ワーキングプアと言われるような形の人たちを救うために、というようなこともあり、欧米ではかなり地域の活性化にもつながっているということを聞いております。

太田茂実委員 理念に対しては私は賛成ですが、事務方もいなければいけないし、働く現場で働く人もいなければいけないし、そういったバランスは、どのようにしてとっているのかなということがあります。そして、それに対する労働の対価というものは、やはり全部同じかどうかということもあるのだと思う。その辺のところ少し勉強不足でいけないが、たとえば、自分がいろんな手配をして、そして現場で働く人は現場で働く。そうい

った場合に、誰がそれを指示したりするのかなということ。今までの派遣会社と同じように考えれば良いわけですか。

委員長 いかがでしょうか。

紹介議員 先ほどのように、みんなで経営するので、みんなでお金を出し合うけれど、また、経営者でもあるものですから、みんなで集まっているんな議論をして、では太田さんは責任者でやってください、というようなことでやるとかというようなこととか、まあ事務的なことはあなたがやってください、というような。そういう形をとっていられると思います。細かいことまで私もちょっとわかりませんが、当然、そういうふうには責任者を決めてやらなければ。ただ、普通の会社組織でやるという形で、もうけを第一にした形でやるということではないものですから、したがって、法的にも税金を払う法人税というか、そういうものも協同組合とかそのような生協のように軽減してもらうというようなこともあったり、いろんなメリットが、法的に良い部分があるということで、この制度化を求めているということで、ぜひ御理解をいただきたい。

委員長 ほかに意見ありますか。

中野長勲議長 ちょっと私も勉強不足ですが、これは公的な資金というものが入るわけですか、最終的には。それと、順調にいつているときは良いけれど、お金が絡んでくると赤字が出たり、赤字が出るということは回収不能になったりということがあると思うのだけれど、そういった場合には、どこで統率をとるのですかね。

商工課長 まず、趣旨なのですが、今、議員さんのほうからもお話があったように、実は、先般、団体のほうからお話に来たものですから、私もそれ以降いろいろ調べさせていただいているのですが。まず、出資者、経営者、働き手、その三位がひとつになるというのが、この法の趣旨です。ですので、私が出資者であり、私が経営者であり、私も労働者でありという。だから、その会に入った人たちが皆、ひとつになるという話です。

今はNPO法人があるのですが、NPO法人は特定非営利活動促進法によって成り立っております。企業組合法人は中小企業等協同組合法で成り立っております。生協というものは消費生活協同組合法で成り立っております。NPO法人の一番のいわゆる問題にするのは、継続性というものが、非営利ですので、ボランティア中心ですので継続性がないものですから、それを何とか法的に制度の仕組みが出来ないかというのが、この法の趣旨の1つであります。もう1つは、では企業組合があるわけなのですが、企業組合がくくっているものは何かと言うと、企業組合というものは、市内にもありますけれど、株式会社になっていくための前段階でありまして、当然、法人になっていれば入れるわけです。今、議長さんのほうから話のあったお話につきましては、公的資金が投入されるわけでもありませんし、そうかといって、倒産になったら別の仕組みになるかといったら、それは、民事再生なり、あるいは破産法の適用なり、他の法人と変わるものではないと思います。

今言った、現在3つの仕組みがある中で、もう1つ新しい環境があっても良いのではないかというのが、この法の趣旨でもあり、新しい法によって、そういったものが整っていくというような考え方ではないかと思っております。

中野長勲議長 もう1回。趣旨を見ると、多分、もうだいたいリタイアした皆さんが、年金暮らしの人が作る組合かなという感じているから、きっと若い人たちは入っても、今の考え方ではボランティア組織で、そういう精神でなければ、労働報酬というものはもらえないということですね。ということは、この趣旨は、組合を作るについては、ある程度の生活が出来る安定した人たちの組織という考えで良いのですか。

商工課長 若い人たちがなくて、高齢者かどうかと言いますと、塩尻市には今、長野県に事業所が所在するNPO法人が19ございます。19のNPO法人の構成者が皆さん高齢者、あるいは、定年された方々かと言いますと、そうではなくて、若い奥さん方とか、若い方たちも作っていますので、それは価値観の中でそれぞれ、当然できれば若い方たちが、法人に就くこともあろうかと思えます。私も察しますところ、19の法人の、NPOにそれとなく聞いてみたところ、こういう法が国でも成立しつつあるので勉強しているというような話も聞きますから、ある程度期待感も持っているのかなと察します。もう1つは、今、議長さんがおっしゃいました、何でしたでしょうか。

中野長勲議長 要するに、もう所得があって安定している人たちの組織ということかと。

商工課長 報酬というものは、それぞれ皆さん価値観があると思いますので、500万円はなければいけないとか、200万円程度でも生活していけるという人もいるかと思えますので、そこら辺を一概にどうこうという話ではないですが、ただ、ある面、NPOよりもかなり法人として評価を受けますから、場合によっては、市の入札のようなところにも登録できます。評価されますので、企業的には営業活動はかなり盛んになってくると思います。しかしながら、税として今想定されていますのは、NPO法人の場合、事業性のあるものは30パーセントの税がかかります。この組合は、生協等と同様に、今検討されているのが22パーセントというので、かなり公共的には評価されている団体なのかなというものです。

森川雄三委員 これは、まだ認められていないわけだが、認められれば、例えば塩尻あたりでもこういうものが出来る可能性というものはあるのですか。その点、どうですか。

紹介議員 先ほど永井議員のほうからお話がありましたように、既に、ここへ今回出した、協同労働ネットワーク長野というような形で、既にこれに似たような、似たようなというか、こういうことを目指している組織がありまして、長野県では長野のほうにあります。中南信の事業所が先ほど永井さんから言われていた東座の前のところに事務所を持って、既にこういう取り組みをしています。ただ、先ほど言ったように、法的に整備がされていないものですから、なかなか社会的認知をはじめ、保険の関係とか、雇用保険の関係とか、そういった部分の整備も出来ないというような形の中で、法的な整備をしていただきたいというのが目的で、今回の請願を出したということですので。

これから多分、先ほど篠原課長のほうからお話があったように、NPOの人たちもこういうものがもし整備されると、そういう人たちも移ってきたり、それから、いろんな形で、今ねこの手クラブ云々というようなことでやっていますけれど、そのような人たちなどもこういうものを作って、自分たちで出資して、自分たちで経営していくというような形で、市だとかそういう公のものから受けていろいろ仕事をやるということで、多分、これからは、法的に整備されればかなり増えてくるのではないかなというふうな。これは私の感想ですけども、思います。

太田茂実委員 他市はどうなっているのですか。

委員長 他市の状況はどうですか、事務局。

事務局 19市の調査をさせていただきましたけれど、無回答の市が2市ございまして、出ていない市が2市あります。あとは、すべての市で受理されておりますけれども、うちの議会が一番早いものですから、皆審査前ということで、回答が出ております。そんなところです。

委員長 うちが一番早いということでございますが、どうでしょうか。今、採択という意見がございましたが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 では、採択といたします。意見書の提出がありますが、意見書につきましては委員長に一任していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認めます。

では、本委員会に付託されました案件の審査を終了いたします。なお、委員会審査の報告及び委員長報告の原案につきましては、委員長に一任願いたいですが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、そういうことにいたします。どうも本日はありがとうございました。

継続審査の依頼

経済事業部長 閉会中の継続審査についてお願い申し上げます。経済建設委員会に係る各事業の案件につきまして継続して閉会中の御審査をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

委員長 継続審査の依頼がありましたが、これを認めることに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。私から、継続審査はいつでも本委員会を開催いたしますので、ぜひ専決処分のないようお願いいたします。

続きまして、理事者からあいさつがあればお願いします。

理事者あいさつ

収入役 昨日と本日の2日間、慎重審査いただきまして、上程いたしました経済建設委員会に係る部分について、原案のとおりお認めをいただきました。ありがとうございました。審査の過程で、それこそ覚えきれないほど御意見、御要望をいただきました。それぞれ担当課でしゃくをして、期待に応えるようにがんばってまいりたいと思いますが、決算が良好だという意見もございますけれど、まあまあ、市中の状況等も厳しいものはありますし、経常経費比率は御案内のとおりであります。なるべく市民生活に密着したものに応えていきたいというふうに思っておりますけれども、また、ぜひ御意見をお聞かせいただきたいと思います。いろいろありがとうございました。

委員長 以上をもちまして9月定例会、経済建設委員会を閉会といたします。御苦労様でした。

午後 3時01分 閉会

平成20年9月12日(金)

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

経済建設委員会委員長 五味 東條 印